



第162回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時

場所 神戸国際展示場2号館（1階）

神戸市中央区港島中町6丁目11番1

目次

第162回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	2 2
連結計算書類	4 8
計算書類	5 2
監査報告書	5 5

(証券コード 5406)
平成27年6月3日

株 主 各 位

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 川崎 博也

第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご案内申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、以下のいずれかの方法により、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

2ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 **平成27年6月24日（水曜日）午前10時**

2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目11番1
神戸国際展示場2号館（1階）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第162期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第162期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組みの承認の件

4. 連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表のインターネットによるご提供について

法令および当社定款第14条の規定に基づき、連結注記表、個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ホームページ（<http://www.kobelco.co.jp>）に掲載し、ご提供しております。なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

5. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き等について
- ① お手続きは、インターネットに接続が可能なパソコン、スマートフォンまたは携帯電話により、議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議決権行使書に記載のログインIDおよび仮パスワード（または株主様が登録されたパスワード）をご入力の上、議決権をご行使ください。
(注) PDA、ゲーム機等には対応しておりません。
 - ② インターネットによる議決権の行使は、平成27年6月3日（水）から平成27年6月23日（火）午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。なお、毎日午前2時から午前5時まではお取り扱いを休止します。
 - ③ 議決権の行使は、お手許の議決権行使書用紙による郵送にて議決権を行使する方法、または当社の議決権行使サイトによる方法のいずれか一方によってのみ行使することができます。双方で行使することのないようご注意ください。
なお、双方で行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
 - ④ インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた行使を有効として取り扱わせていただきます。
 - ⑤ インターネットをご利用いただくための費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (2) 【機関投資家向け】議決権電子行使プラットフォームについて
当社株主総会における電磁的方法による議決権の行使方法として、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。
- (3) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (4) 代理人による議決権行使
議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理権を証明する書面として委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

<株主総会に関するお手続きサイトに係るご照会先>

- (i) パソコンの操作方法等についてご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電 話 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時</p>

- (ii) 上記（i）以外のご不明な点は、下記にお問い合わせください。

<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電 話 0120-094-777（通話料無料） 受付時間 土・日曜日、休日を除く 午前9時～午後5時</p>

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

# 株主総会参考書類

## 1.総株主の議決権の数

3,618,017個

## 2.議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、会社法第427条に定める役員の実任期間の延長の規定につき、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことから、定款第28条ならびに第36条を変更するものであります。なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（定款一部変更の理由）

当社の中長期的な企業価値の向上のためには、監査役や非業務執行取締役など業務執行権限を有しない者が、リスクの回避・抑止や不祥事の防止に加え、当社の経営陣が適切にリスクをとることを支えるために、より能動的、積極的に権限を行使し、経営陣に対し、適切に意見を述べることを重要と考えております。その上で、当社の監査役や非業務執行取締役に、こうした機能を十分に発揮していただくためには、責任に一定の上限を設けることが有用との考えから、定款規定の変更をお願いするものであります。加えて、責任限定契約の対象となる者の報酬が異なることから、責任限度額の上限を法令規定の限度額に統一するものであります。

なお、本議案が承認可決された場合には、社外取締役全員および監査役全員と新たに責任限定契約を締結する予定であります。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条（取締役の責任免除）<br/>                     本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>                     本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>2,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>第28条（取締役の責任免除）<br/>                     本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>                     本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第29条～第35条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>第29条～第35条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>第36条（監査役の実任期間）<br/>                     本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>                     本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>2,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>第36条（監査役の実任期間）<br/>                     本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>                     本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>                           |

## 第2号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

|           |   |                                 |                  |                       |
|-----------|---|---------------------------------|------------------|-----------------------|
| 候補者<br>番号 | 1 | さとう ひろし<br>佐藤 廣士（昭和20年9月25日生）   | 再任・社内            | 所有する当社株式数<br>349,000株 |
|           |   | 略歴（地位）                          | 担当・重要な兼職の状況      |                       |
| 昭和45年4月   |   | 当社入社                            | 大日本住友製薬株式会社社外取締役 |                       |
| 平成8年6月    |   | 当社取締役                           |                  |                       |
| 平成11年4月   |   | 当社取締役、執行役員                      |                  |                       |
| 平成11年6月   |   | 当社常務執行役員                        |                  |                       |
| 平成12年6月   |   | 当社取締役、常務執行役員                    |                  |                       |
| 平成14年6月   |   | 当社取締役、専務執行役員                    |                  |                       |
| 平成15年6月   |   | 当社専務取締役                         |                  |                       |
| 平成16年4月   |   | 当社取締役副社長                        |                  |                       |
| 平成21年4月   |   | 当社取締役社長                         |                  |                       |
| 平成25年4月   |   | 当社取締役会長（現任）                     |                  |                       |
| 候補者<br>番号 | 2 | かわさき ひろや<br>川崎 博也（昭和29年8月4日生）   | 再任・社内            | 所有する当社株式数<br>213,000株 |
|           |   | 略歴（地位）                          | 担当・重要な兼職の状況      |                       |
| 昭和55年4月   |   | 当社入社                            |                  |                       |
| 平成19年4月   |   | 当社執行役員                          |                  |                       |
| 平成22年4月   |   | 当社常務執行役員                        |                  |                       |
| 平成24年4月   |   | 当社専務執行役員                        |                  |                       |
| 平成24年6月   |   | 当社専務取締役                         |                  |                       |
| 平成25年4月   |   | 当社取締役社長（現任）                     |                  |                       |
| 候補者<br>番号 | 3 | ならき かずひで<br>梶木 一秀（昭和28年11月11日生） | 再任・社内            | 所有する当社株式数<br>186,000株 |
|           |   | 略歴（地位）                          | 担当・重要な兼職の状況      |                       |
| 昭和52年4月   |   | 当社入社                            | 機械事業部門長          |                       |
| 平成20年4月   |   | 当社執行役員                          |                  |                       |
| 平成22年4月   |   | 当社常務執行役員                        |                  |                       |
| 平成24年4月   |   | 当社専務執行役員                        |                  |                       |
| 平成24年6月   |   | 当社専務取締役                         |                  |                       |
| 平成26年4月   |   | 当社取締役副社長（現任）                    |                  |                       |

|           |   |                                  |                      |                       |
|-----------|---|----------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 候補者<br>番号 | 4 | おのえ よしのり<br>尾上 善則 (昭和30年11月30日生) | 再任・社内                | 所有する当社株式数<br>131,000株 |
| 略歴 (地位)   |   |                                  | 担当・重要な兼職の状況          |                       |
| 昭和55年 4月  |   | 当社入社                             | 鉄鋼事業部門長              |                       |
| 平成20年 4月  |   | 当社執行役員                           |                      |                       |
| 平成22年 4月  |   | 当社常務執行役員                         |                      |                       |
| 平成24年 4月  |   | 当社専務執行役員                         |                      |                       |
| 平成26年 4月  |   | 当社副社長執行役員                        |                      |                       |
| 平成26年 6月  |   | 当社取締役副社長 (現任)                    |                      |                       |
| 候補者<br>番号 | 5 | かねこ あきら<br>金子 明 (昭和29年11月3日生)    | 再任・社内                | 所有する当社株式数<br>95,000株  |
| 略歴 (地位)   |   |                                  | 担当・重要な兼職の状況          |                       |
| 昭和54年 4月  |   | 当社入社                             | アルミ・銅事業部門長           |                       |
| 平成21年 4月  |   | 当社執行役員                           | 神鋼汽車鋁材 (天津) 有限公司董事長  |                       |
| 平成23年 4月  |   | 当社常務執行役員                         |                      |                       |
| 平成26年 4月  |   | 当社専務執行役員                         |                      |                       |
| 平成26年 6月  |   | 当社専務取締役                          |                      |                       |
| 平成27年 4月  |   | 当社取締役副社長 (現任)                    |                      |                       |
| 候補者<br>番号 | 6 | うめはら なおと<br>梅原 尚人 (昭和30年4月6日生)   | 再任・社内                | 所有する当社株式数<br>109,000株 |
| 略歴 (地位)   |   |                                  | 担当・重要な兼職の状況          |                       |
| 昭和54年 4月  |   | 当社入社                             | 監査部、秘書広報部、総務部、法務部、   |                       |
| 平成21年 4月  |   | 当社執行役員                           | 人事労政部、経営企画部、経理部、財務   |                       |
| 平成23年 4月  |   | 当社常務執行役員                         | 部、営業企画部、建設技術部、ラグビー   |                       |
| 平成26年 4月  |   | 当社専務執行役員                         | 部支援室、電力事業企画推進本部、支    |                       |
| 平成26年 6月  |   | 当社専務取締役                          | 社・支店 (高砂製作所を含む)、海外拠  |                       |
| 平成27年 4月  |   | 当社取締役副社長 (現任)                    | 点 (本社所管) の総括、全社コンプライ |                       |
|           |   |                                  | アンスの総括               |                       |

|               |   |                     |                          |           |                                             |
|---------------|---|---------------------|--------------------------|-----------|---------------------------------------------|
| 候補者<br>番号     | 7 | すぎざき<br>杉崎          | やすあき<br>康昭 (昭和32年5月17日生) | 再任・社内     | 所有する当社株式数<br>66,000株                        |
| 略歴 (地位)       |   |                     | 担当・重要な兼職の状況              |           |                                             |
| 昭和63年4月       |   | 当社入社                |                          |           | 全社技術開発の総括、環境防災部、ものづくり推進部、IT企画部の総括、全社システムの総括 |
| 平成21年4月       |   | 当社技術開発本部開発企画部長      |                          |           |                                             |
| 平成23年4月       |   | 当社執行役員              |                          |           |                                             |
| 平成25年4月       |   | 当社常務執行役員            |                          |           |                                             |
| 平成26年6月       |   | 当社常務取締役             |                          |           |                                             |
| 平成27年4月       |   | 当社専務取締役 (現任)        |                          |           |                                             |
| 候補者<br>番号     | 8 | きたばた<br>北畑          | たかお<br>隆生 (昭和25年1月10日生)  | 再任・社外     | 所有する当社株式数<br>35,000株                        |
| 略歴 (地位)       |   |                     | 担当・重要な兼職の状況              |           |                                             |
| 昭和47年4月       |   | 通商産業省入省             |                          |           | 学校法人三田学園理事長                                 |
| 平成16年6月       |   | 経済産業省経済産業政策局長       |                          |           | 丸紅株式会社社外取締役                                 |
| 平成18年7月       |   | 経済産業事務次官            |                          |           | セーレン株式会社社外取締役                               |
| 平成20年7月       |   | 経済産業省退官             |                          |           | 日本ゼオン株式会社社外取締役                              |
| 平成22年6月       |   | 当社取締役 (現任)          |                          |           |                                             |
|               |   | 丸紅株式会社社外監査役         |                          |           |                                             |
| 平成25年6月       |   | 学校法人三田学園理事長 (現任)    |                          |           |                                             |
|               |   | 丸紅株式会社社外取締役 (現任)    |                          |           |                                             |
| 平成26年4月       |   | 学校法人三田学園学校長         |                          |           |                                             |
| 平成26年6月       |   | セーレン株式会社社外取締役 (現任)  |                          |           |                                             |
|               |   | 日本ゼオン株式会社社外取締役 (現任) |                          |           |                                             |
| 平成26年度取締役会出席率 |   | 16回中14回 (88%)       |                          | 社外取締役在任期間 | 5年                                          |

- 北畑隆生氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、北畑隆生氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 北畑隆生氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政官としての幅広い経験および高い見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したためであります。
- 当社と北畑隆生氏が理事長を務める学校法人三田学園とは取引関係はなく、また、当社からの同法人に対する寄附もございません。
- 当社と北畑隆生氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、20百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。なお、第1号議案で責任限定契約にかかる定款一部変更のご承認をお願いしております。第1号議案が承認可決されますと、損害賠償責任の限度額は法令が規定する額となります。

|           |                                        |          |          |              |       |                     |
|-----------|----------------------------------------|----------|----------|--------------|-------|---------------------|
| 候補者<br>番号 | 9                                      | おち<br>越智 | ひろし<br>洋 | (昭和21年1月5日生) | 再任・社外 | 所有する当社株式数<br>3,000株 |
| 略歴 (地位)   |                                        |          |          | 担当・重要な兼職の状況  |       |                     |
| 昭和43年 4月  | 中部電力株式会社入社                             |          |          |              |       |                     |
| 平成13年 6月  | 同社取締役                                  |          |          |              |       |                     |
| 平成15年 6月  | 同社常務取締役                                |          |          |              |       |                     |
| 平成17年 6月  | 同社取締役副社長                               |          |          |              |       |                     |
| 平成19年 6月  | 同社取締役副社長執行役員                           |          |          |              |       |                     |
| 平成21年 6月  | 同社取締役副社長執行役員退任<br>株式会社トーエネック取締役社長兼執行役員 |          |          |              |       |                     |
| 平成23年 6月  | 同社取締役社長 社長執行役員                         |          |          |              |       |                     |
| 平成26年 6月  | 同社取締役社長 社長執行役員退任<br>当社取締役 (現任)         |          |          |              |       |                     |

|               |               |           |    |
|---------------|---------------|-----------|----|
| 平成26年度取締役会出席率 | 12回中11回 (92%) | 社外取締役在任期間 | 1年 |
|---------------|---------------|-----------|----|

- 越智洋氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、越智洋氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 越智洋氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験および高い見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したためであります。
- 越智洋氏が取締役に就任した平成26年6月25日以降、取締役会を12回開催しております。
- 越智洋氏が業務執行取締役を務めていた株式会社トーエネックにおいて、平成23年12月に判明いたしました資格取得申請に係る不正行為およびその結果として資格要件を満たさない者を技術者として配置していた事実に関して、同社は平成24年5月に国土交通省中部地方整備局より建設業法違反として再発防止策の策定等を内容とする指示処分を受けました。なお、同氏は、同社のコンプライアンス推進委員会委員長として、当該事実発生後、業務プロセスおよび管理体制の見直し、手続き等の周知徹底ならびにコンプライアンス教育に尽力いたしました。
- 当社と越智洋氏が業務執行取締役を務めていた中部電力株式会社とは、当社機械事業部門およびエンジニアリング事業部門で取引関係がございますが、その規模は両事業部門の売上高の合計額の1%未満であり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではございません。また、当社と同氏が業務執行取締役を務めていた株式会社トーエネックとは、当社機械事業部門で取引関係がございますが、その規模は同事業部門の売上高の1%未満であり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではございません。
- 当社と越智洋氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、20百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。なお、第1号議案で責任限定契約にかかる定款一部変更のご承認をお願いしております。第1号議案が承認可決されますと、損害賠償責任の限度額は法令が規定する額となります。



|           |    |                                  |               |                       |
|-----------|----|----------------------------------|---------------|-----------------------|
| 候補者<br>番号 | 10 | まなべ しょうへい<br>眞部 晶平 (昭和30年9月16日生) | 新任・社内         | 所有する当社株式数<br>113,000株 |
| 略歴(地位)    |    |                                  | 担当・重要な兼職の状況   |                       |
| 昭和53年4月   |    | 当社入社                             | エンジニアリング事業部門長 |                       |
| 平成21年4月   |    | 当社執行役員                           |               |                       |
| 平成23年4月   |    | 当社常務執行役員                         |               |                       |
| 平成27年4月   |    | 当社専務執行役員(現任)                     |               |                       |
| 候補者<br>番号 | 11 | こしいし ふさき<br>興石 房樹 (昭和34年8月29日生)  | 新任・社内         | 所有する当社株式数<br>53,000株  |
| 略歴(地位)    |    |                                  | 担当・重要な兼職の状況   |                       |
| 昭和59年4月   |    | 当社入社                             | 溶接事業部門長       |                       |
| 平成19年4月   |    | 当社溶接カンパニー技術開発部長                  |               |                       |
| 平成22年10月  |    | 当社溶接事業部門開発部長兼開発部開発企画室長           |               |                       |
| 平成23年7月   |    | 当社溶接事業部門開発部長                     |               |                       |
| 平成24年4月   |    | 当社執行役員                           |               |                       |
| 平成26年4月   |    | 当社常務執行役員(現任)                     |               |                       |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役沖本隆史氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

| おきもと<br>沖本    | たかし<br>隆史                                         | (昭和25年11月14日生) | 再任・社外             | 所有する当社株式数<br>41,000株 |
|---------------|---------------------------------------------------|----------------|-------------------|----------------------|
| 略歴 (地位)       |                                                   |                | 重要な兼職の状況          |                      |
| 昭和48年 4月      | 株式会社第一勧業銀行入行                                      |                | 富士通株式会社社外取締役      |                      |
| 平成13年 6月      | 同行執行役員                                            |                | (平成27年 6月22日退任予定) |                      |
| 平成14年 4月      | 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員                               |                | 中央不動産株式会社取締役社長    |                      |
| 平成14年10月      | 同行常務執行役員                                          |                | 新電元工業株式会社社外監査役    |                      |
| 平成17年 4月      | 同行取締役副頭取                                          |                | 清和綜合建物株式会社監査役     |                      |
| 平成19年 4月      | 同行取締役副頭取退任                                        |                |                   |                      |
|               | 株式会社オリエントコーポレーション顧問                               |                |                   |                      |
| 平成19年 6月      | 同社取締役会長兼会長執行役員                                    |                |                   |                      |
| 平成20年 6月      | 第一三共株式会社社外取締役                                     |                |                   |                      |
| 平成23年 6月      | 株式会社オリエントコーポレーション取締役会長<br>兼会長執行役員退任<br>当社監査役 (現任) |                |                   |                      |
|               | 富士通株式会社社外取締役 (現任)                                 |                |                   |                      |
| 平成24年 6月      | 富士電機株式会社社外取締役<br>中央不動産株式会社取締役社長 (現任)              |                |                   |                      |
| 平成25年 6月      | 新電元工業株式会社社外監査役 (現任)<br>清和綜合建物株式会社監査役 (現任)         |                |                   |                      |
| 平成26年度取締役会出席率 | 16回中16回 (100%)                                    |                | 社外監査役在任期間         | 4年                   |
| 平成26年度監査役会出席率 | 29回中29回 (100%)                                    |                |                   |                      |

- 沖本隆史氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- 当社は、沖本隆史氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が監査役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 沖本隆史氏を社外監査役候補者とした理由は、金融界における豊富な経験・見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したためであります。
- 沖本隆史氏が業務執行取締役を務めていた株式会社オリエントコーポレーションは、同氏の在任期間における個別信用購入あっせんに係る業務の運営に関して、平成26年1月に関東経済産業局から行政処分(改善命令)を受けました。
- 沖本隆史氏は、平成19年4月まで、当社の主要な借入先である株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、当社は同行のほか多数の金融機関と取引を行なう中、同行からの借入額は当社の資金調達額全体の10%未満と多くを依存しておらず、また、同行の業務執行者を退任して8年が経過していることから、同氏の社外監査役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではないと考えております。
- 当社と沖本隆史氏が業務執行取締役を務めていた株式会社オリエントコーポレーションとは、当社機械事業部門で取引関係がございますが、その規模は同事業部門の売上高の1%未満であり、同氏の社外監査役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではありません。なお、当社と同氏が業務執行取締役を務める中央不動産株式会社とは取引関係はございません。
- 当社と沖本隆史氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、20万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。なお、第1号議案で責任限定契約にかかる定款一部変更のご承認をお願いしております。第1号議案が承認可決されますと、損害賠償責任の限度額は法令が規定する額となります。

#### 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組みの承認の件

当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のため、平成25年6月26日開催の当社第160回定時株主総会にてご承認いただきました、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組み」における当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「原プラン」といいます。）の有効期限は、本定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会終了のときまでとなっております。そのため、あらためて、平成27年4月28日開催の当社取締役会において決議された当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）における会社の支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）を導入することについて、ご出席の株主の皆様様の議決権の過半数の賛成をもってご承認いただくことをお願いするものであります。

なお、原プランから本プランへの主な変更点は以下のとおりであります（詳細は、後述の【本プランの内容】をご参照ください。）。

- ・大規模買付行為の数値基準の引き上げ（当社株式持株割合15%を20%に引き上げ）
- ・評価検討期間の延長最大期間を60日から30日に短縮
- ・対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入（独立委員会の勧告を最大限尊重した上で取締役会が相当と判断した場合に株主意思確認総会を招集）

このほか、更新に伴い有効期限など必要な年月日を修正しております。

#### 【本プランを導入する理由】

当社は素材関連や機械関連等様々な事業を行っており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。また、平成25年5月に策定した「中期経営計画」で掲げた「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」としての取組み、すなわち「鋼材事業の構造改革」、「機械系事業の戦略的拡大」と「電力供給事業の拡大」を推進し、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」という当社の将来像を実現し、中長期的に企業価値の向上を図っていくことが、多様なステークホルダーの方々に対して企業としての社会的責任を果たすことにつながると認識しております。

このような観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに相当期間の交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意なく行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同様の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

## 【本プランの内容】

### (1) 本プランの趣旨

本プランは、当社株券等（下記注2に定義します。以下同じです。）に対する（i）持株割合（下記注1に定義します。以下同じです。）が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、および、（ii）結果として持株割合が20%以上となる当社株券等の公開買付け（以下、（i）と（ii）を総称して「大規模買付行為」といいます。）が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に求めるとともに、(a) 提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討や評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまでの間、および、(b) 当該期間が経過した後であっても、対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされるまでの間、当該大規模買付行為が開始されないことを確保するものです。

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会是对抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は検討期間の終了により大規模買付行為を開始できることとなります。一方、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、および、遵守した場合でも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るため必要と判断される場合には、当社取締役会是对抗措置を発動することがあります。なお、この検討期間は、下記(4)に定める所定の条件に従い延長される場合があります。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」およびコーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議が平成27年3月5日に公表した「コーポレートガバナンス・コード原案」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」を踏まえて設計されたものです。

(注1) 「持株割合」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記(ii)の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、持株割合の算出に当たり、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）については、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注2) 「当社株券等」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいい、上記(ii)の大規模買付行為については、同法第27条の2第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいいます。

### (2) 独立委員会の設置および株主意思確認総会の利用

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を後記<ご参考>【独立委員会の概要】に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が当該大規模買付行為の是非を判断するのに十分か否かの判断ならびに下記(5)、(6)および(8)に記載する対抗措置の発動ならびに中止等の可否についての当社取締役会への勧告をはじめとして、後記<ご参考>【独立委員会の概要】に記載する事項について審議および決議を行ないます。なお、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告する場合には、独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件とし、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告に反映される仕組みを確保しております。

これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施するものとします。

### (3) 本必要情報の提供

#### (a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続きに従って提供していただきます。

#### (b) 求める情報

##### 1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、原則として下記2)に例示する項目としますが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なり得るため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報のリスト（以下、「本必要情報リスト」といいます。）により定めることといたします。ただし、当社が大規模買付者に提供していただく情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

##### 2) 本必要情報の具体的内容（例）

- ①大規模買付者およびそのグループ会社その他の関係者の概要
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付けを予定する持株割合を含みます。）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
- ④買付対価の算定根拠
- ⑤買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金または保証・信用等の供与者の有無、名称その他の概要を含みます。）
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、（設備）投資計画、資本政策、配当政策、財務計画および資産活用策
- ⑦大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させることの具体的な根拠
- ⑧当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および内容

#### (c) 本必要情報提供に係る手続き

##### 1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいた上、本プランに従う旨を誓約していただきます。

##### 2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報リストを大規模買付者に交付いたします。

### 3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の検討および判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、当社取締役会は大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります（ただし、独立委員会は、大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要な水準を超える情報開示を大規模買付者に対して要求し、または、大規模買付者に対して延々と本必要情報の提供を求める等、上記(a)に記載する趣旨を逸脱した運用を行なわないこととします。）。独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、当社は適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

大規模買付行為の意向表明があった事実およびこれに関連する事項につきましては、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、大規模買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

### (4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い、独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) 上記(i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を、それぞれ当社取締役会および独立委員会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保いたします。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報の検討評価を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に向けて真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が当社取締役会に提供した本必要情報と当社取締役会が独立委員会に独自に提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否か、または株主意識確認総会を招集すべきか否かを当社取締役会に勧告するものとし、

また、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大30日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとし、この場合、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断した理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表を行ないません。

### (5) 大規模買付行為がなされたときの対応

#### (a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(7)に記載する対抗措置をとることといたします。

## (b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

## 1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の提案ならびに当社取締役会が提示する当該提案に対する意見および代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(7)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

もっとも、下記(6)に記載のとおり、独立委員会が、対抗措置を発動する条件として、株主意思確認総会を開催して株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合等においては、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施します。当社取締役会は、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する議案が可決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の発動等に関する決議を行ない、当該総会において、当該議案が否決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の不発動等に関する決議を行なうものとします。

## 2) 対抗措置をとる場合

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者に移譲させる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に事業再編の一環として当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を最初の買付けより不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行なうことをいいます。）等、株主の皆様との判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- ⑥大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ（軽微な毀損は除きます。）、その結果、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

(6) 対抗措置の発動手続き（公正性の担保）

上記(5)に記載の、本プランに則って一連の手続きが行なわれたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否か、および株主意思確認総会を招集するか否かの判断にあたっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非等について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置を発動すべきか否か、または株主意思確認総会を招集すべきか否かについて勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、ます。

また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施するものとします。なお、株主意思確認総会を開催する場合には、その前提として、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに、当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行なうものとします。当該株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主意思確認総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。当社取締役会は、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する議案が可決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の発動等に関する決議を行ない、当該株主意思確認総会において、当該議案が否決された場合には、当該総会における決定に従って対抗措置の不発動等に関する決議を行なうものとします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

(7) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記(5)および(6)に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（下記注に定義する大規模買付者の特定株主グループに属する者を含みます。以下、本(7)において同じです。）は新株予約権を行使できないことを含め、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てることとし（以下、「本新株予約権無償割当て」といいます。）、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(注) 「特定株主グループ」とは、上記(1)(i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記(1)(ii)の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行なう者およびその特別関係者、ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。

(a) 本新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる本新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。



- (b) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権 1 個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。  
また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行いません。
- (c) 本新株予約権無償割当てが効力を生じる日  
本新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。
- (d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は本新株予約権 1 個当たり 1 円とします。
- (e) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当てが効力を生じた日から 120 日以内で当社取締役会が定める期間とします。
- (f) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (g) 本新株予約権の行使条件  
大規模買付者は本新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者も本新株予約権を行使できないものとします。  
本新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から 10 日を経過した後でなければ行使できないものとします。  
適用ある法令（外国の法令を含みます。以下、本(g)において同じです。）上、本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたとき当社が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、本新株予約権の行使が法令上認められない場合には、本新株予約権を行使することができません。
- (h) 本新株予約権の取得に関する事項  
当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。また、当社は、本新株予約権について、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権 1 個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとする等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を付すものとします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。
- (i) 端数の切り捨て  
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数または本新株予約権の取得の対価として交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。
- (j) その他  
その他必要な事項については、本新株予約権無償割当てに際して当社取締役会にて別途定めるものとします。

(8) 対抗措置の発動の中止等

独立委員会は、一旦対抗措置の発動または株主意思確認総会招集の勧告をした後でも、下記のような事情がある場合には、対抗措置の発動または株主意思確認総会の招集について異なる判断を行ない、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または、(b) 上記(6)の勧告の判断の前提となった事実関係等に重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者による大規模買付行為が上記(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても本新株予約権無償割当てを行なうこと、もしくは本新株予約権を行使させるまたは取得することが相当でないと、独立委員会が判断するに至った場合には、対抗措置の発動または株主意思確認総会の招集について異なる判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得等を行なうか否かまたは株主意思確認総会を招集するか否かについて決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要、その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに公表を行ないます。

(9) その他

(a) 言語

本プランに基づく当社への本必要情報の提供、その他の当社への通知および連絡は日本語により行なわれるものとします。

(b) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成27年6月に開催予定の当社第162回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）でご承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものとします。

(c) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては本定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたします。

本プランは本定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、かかる承認があった後に開催される最初の取締役会の終了時に発効いたします。本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(d) 法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は平成27年4月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本対応方針に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本対応方針に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

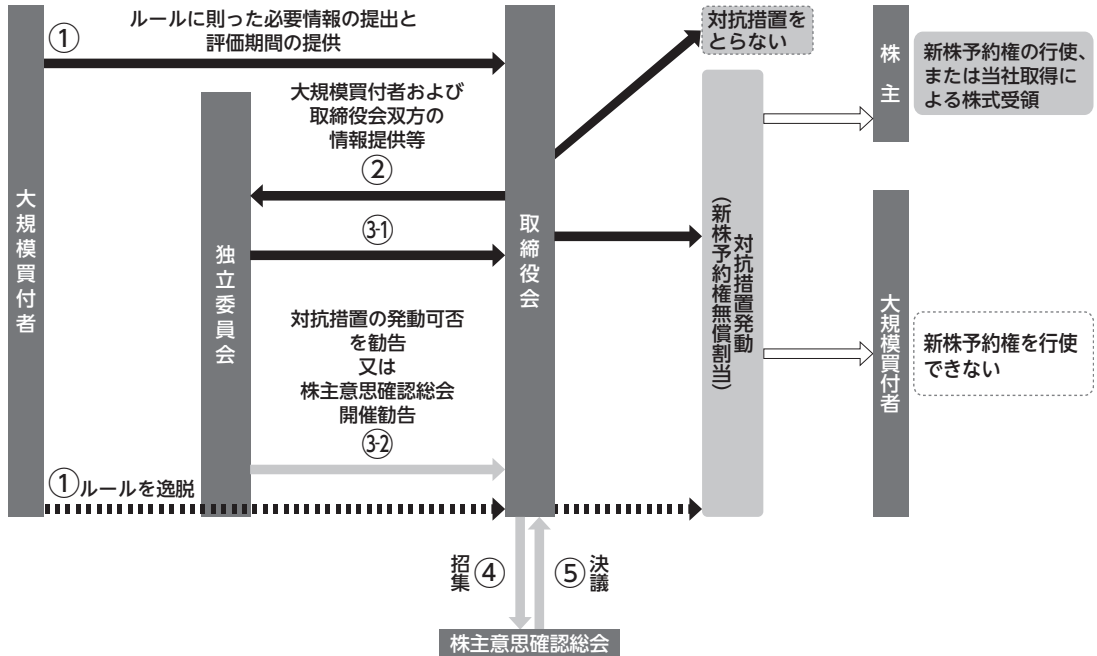
以上

<ご参考>

【株主および投資家の皆様に与える影響など】

- (1) 本プラン発効時に株主および投資家の皆様に与える影響  
本プラン発効時においては、新株予約権無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。
- (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響  
当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、本新株予約権無償割当てを行なうことがあります。本新株予約権の仕組み上、当社株主の皆様（本プランにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者およびその特定株主グループに属する者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が本新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令および関連する金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行ないます。
- (3) 対抗措置発動の中止時に株主および投資家の皆様に与える影響  
【本プランの内容】(8)に記載のとおり、独立委員会は、一旦対抗措置の発動または株主意思確認総会招集の勧告をした後でも、対抗措置の発動または株主意思確認総会の招集について異なる判断を行ない、新たな勧告を行なうことがあります。  
なお、本新株予約権無償割当ての決議がなされた後、本新株予約権無償割当てが中止され、または本新株予約権無償割当ての後に全ての本新株予約権が当社により取得された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。
- (4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き  
(a) 本新株予約権の申込手続き  
本新株予約権は、本新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様には割り当てられ、割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続きは必要ありません。
- (b) 本新株予約権の行使手続き  
株主の皆様が本新株予約権を行使する場合には、本新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれては権利行使期間内に本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んでいただく必要があります。  
他方、当社取締役会が本新株予約権を当社株式をその対価として取得することを決議した場合には、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになります。

【模式フロー図】



## 【独立委員会委員】

| 氏名                  | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| と 土 肥 たか 孝 はる 治     | 昭和33年4月 検事任官<br>平成5年7月 大阪高等検察庁検事長<br>平成7年7月 東京高等検察庁検事長<br>平成8年1月 検事総長<br>平成10年6月 退官<br>平成10年7月 弁護士登録（現在に至る）                                                                                                                                                                    |
| か 加 護 の 野 ただ 忠 お 男  | 昭和45年3月 神戸大学経営学部 卒業<br>昭和54年4月 神戸大学経営学部 助教授<br>昭和63年11月 神戸大学経営学部 教授<br>平成10年4月 神戸大学経営学部 学部長<br>平成11年4月 神戸大学大学院経営学研究科 科長 教授<br>平成23年4月 神戸大学大学院経営学研究科 名誉教授（現任）<br>甲南大学特別客員教授（現任）                                                                                                 |
| たけ 竹 もと 本 まさ 正 みち 道 | 昭和42年4月 日東電工株式会社 入社<br>平成9年6月 日東電工株式会社 取締役<br>平成12年6月 日東電工株式会社 常務取締役<br>平成13年4月 日東電工株式会社 取締役社長<br>平成20年4月 日東電工株式会社 取締役会長<br>平成22年6月 日東電工株式会社 取締役会長退任<br>日東電工株式会社 相談役（現任）                                                                                                       |
| きた 北 畑 たか 隆 お 生     | 昭和47年4月 通商産業省 入省<br>平成16年6月 経済産業省経済産業政策局長<br>平成18年7月 経済産業事務次官<br>平成20年7月 経済産業省 退官<br>平成22年6月 当社取締役（現任）<br>丸紅株式会社社外監査役<br>平成25年6月 学校法人三田学園理事長（現任）<br>丸紅株式会社社外取締役（現任）<br>平成26年4月 学校法人三田学園学校長<br>平成26年6月 セーレン株式会社社外取締役（現任）<br>日本ゼオン株式会社社外取締役（現任）                                  |
| お 越 ち 智 ひろし 洋       | 昭和43年4月 中部電力株式会社 入社<br>平成13年6月 中部電力株式会社 取締役<br>平成15年6月 中部電力株式会社 常務取締役<br>平成17年6月 中部電力株式会社 取締役副社長<br>平成19年6月 中部電力株式会社 取締役副社長執行役員<br>平成21年6月 中部電力株式会社 取締役副社長執行役員退任<br>株式会社トーエネック 取締役社長兼執行役員<br>平成23年6月 株式会社トーエネック 取締役社長 社長執行役員<br>平成26年6月 株式会社トーエネック 取締役社長 社長執行役員退任<br>当社取締役（現任） |

(注) 1. 北畑隆生氏、越智洋氏は本定時株主総会において選任をお諮りする社外取締役候補者です。

(注) 2. 各委員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

## 【独立委員会の概要】

### 1.構成

独立委員会の構成員数は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者と最低1名の社外取締役によって構成されることとし、当社取締役会が委員を選任するものとします。独立委員会は、互選により、委員の中から1名を独立委員会の委員長に選任するものとします。

### 2.任期

委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとし、当該委員が再任されることを妨げないものとします。

### 3.権限および責任

独立委員会は、下記①から⑨までに記載する事項について審議および決議を行ない、下記⑤から⑨までについては、当該決議に基づき当社取締役会に対して勧告を行なうものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的な決定を行ないます。

- ①大規模買付者の提供した情報が大量買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものであるか否か
- ②本必要情報提供期間の延長が必要か否か
- ③本必要情報の全部または一部を公表するか否か
- ④買付行為評価期間の延長が必要か否か
- ⑤本プランに定める手続きが遵守されたか否か
- ⑥（大規模買付者が提供した本必要情報および当社取締役会が独自に提供した情報の分析および評価を踏まえた上で）対抗措置をとるべきか否か
- ⑦対抗措置の中止などを行なうべきか否か
- ⑧株主意思確認総会の招集が必要か否か
- ⑨その他当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上に関連する事項であって当社取締役会が諮問した事項

### 4.決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の現任委員が全員出席し、その過半数をもって行なうことといたしますが、独立委員会がやむをえないと認める場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、当該出席した委員の過半数をもって行なうこともできるものとします。ただし、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当該勧告決議には独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものとします。

### 5.その他

- ①独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。
- ②独立委員会は、大規模買付者による提案が行なわれない場合であっても、半期に1回、定時委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況など上記3.に記載の決議を行なうために必要な情報の収集および共有を行なうことといたします。

以 上

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

##### ① 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動影響がみられたものの、政府の各種経済対策や日本銀行の金融緩和策を背景に、企業収益の改善や設備投資の増加、公共投資が引き続き高水準で推移するなど、景気は総じて回復基調が継続しました。海外では、米国においては緩やかながら景気回復基調が継続しましたが、欧州においては引き続き景気は低調に推移し、中国および東南アジアにおいても、景気の減速基調が継続しました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、自動車向けの鋼材需要が、国内では消費増税に伴う駆け込み需要の反動により減少し、海外では新興国において低迷したことなどから、鋼材の販売数量は、前期を下回りました。アルミ圧延品の販売数量は、飲料用缶材や自動車材を中心に輸出の拡販に取り組んだことなどから、前期を上回りました。銅圧延品の販売数量は、銅板条においては自動車用端子、銅管においては海外での需要が堅調に推移したことなどから、前期を上回りました。油圧ショベルの販売台数は、拡販が順調に進捗している欧米などにおいては増加したものの、国内、中国および東南アジアにおいては減少したことなどから、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期に比べ621億円増収の1兆8,868億円となり、営業利益は、前期に比べ49億円増益の1,194億円、経常利益は、前期に比べ166億円増益の1,016億円、当期純利益は、前期に比べ163億円増益の865億円となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要などを総合的に勘案して決定することとしております。これに基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき2円とさせていただきます。これにより年間の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、1株につき年4円となります。

当社グループの事業別の事業の経過およびその成果は以下のとおりであります。

#### 【鉄鋼事業部門】

鋼材の販売数量は、自動車向けの需要が、国内では消費増税に伴う駆け込み需要の反動により減少し、海外では新興国において低迷したことなどから、前期を下回りました。また、販売価格は、円安の影響により輸出価格が改善したことなどから、前期を上回りました。

鋳鍛鋼品の売上高は、造船向けの需要が回復基調にあったことから、前期を上回りました。また、チタン製品の売上高も、需要回復を背景に、前期を上回りました。電力卸供給については、発電能力140万kWの発電所にて電力供給を行っており、安定操業を継続いたしました。

この結果、当期の売上高は、前期並の7,978億円となり、経常利益は、収益を押し上げていた在庫評価影響の剥落もあり、前期に比べ47億円減益の287億円となりました。

#### 【溶接事業部門】

溶接材料の販売数量は、国内では造船向けの需要が回復基調にあり、建築向けの需要も堅調に推移したものの、海外では東南アジアの需要が景気減速の影響により減少したことなどから、前期並となりました。また、

溶接システムの売上高については、国内建築向けの需要が堅調に推移したことから、前期を上回りました。  
この結果、当期の売上高は、前期比6.9%増の944億円となり、経常利益は、前期に比べ30億円増益の102億円となりました。

#### 【アルミ・銅事業部門】

アルミ圧延品の販売数量は、飲料用缶材や自動車材を中心に輸出の拡販に取り組んだことなどから、前期を上回りました。アルミ鋳鍛造品の売上高についても、海外における自動車向けの需要が堅調に推移したことなどから、前期を上回りました。

銅圧延品の販売数量は、銅板条においては国内外とも自動車用端子向け需要が概ね堅調に推移し、銅管においては国内エアコン販売が昨夏以降落ち込んだ影響はあるものの、海外での需要が堅調に推移したことなどから、前期を上回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比11.9%増の3,308億円となりましたが、経常利益は、エネルギーコスト上昇の影響などもあり、前期並の151億円となりました。

#### 【機械事業部門】

海外を中心に石油化学業界向けの圧縮機、樹脂機械において大型案件を受注したものの、原油価格の下落の影響を受け、石油精製業界向けを中心に需要が減少したことなどから、当期の受注高は、前期比7.5%減の1,413億円となり、当期末の受注残高は、1,333億円となりました。

また、当期の売上高は、タイヤ・ゴム機械や樹脂機械の大型案件の売上計上が集中したことなどから、前期比6.2%増の1,591億円となり、経常利益は、前期に比べ39億円増益の104億円となりました。

#### 【エンジニアリング事業部門】

当期の受注高は、震災復興に関連した廃棄物処理案件および維持管理業務を中心に受注を積み上げたものの、北米およびロシア向け大型還元鉄プラントを受注した前期と比べると49.2%減の252億円となり、当期末の受注残高は、682億円となりました。

また、当期の売上高は、上記大型還元鉄プラントの建設工事が進捗したことなどにより、前期比25.4%増の490億円となり、経常損益は、前期に比べ47億円増益の7億円の利益となりました。

#### 【神鋼環境ソリューション】

当期の受注高は、前期に比べ、水処理関連事業および化学・食品機械関連事業は増加したものの、廃棄物処理関連事業は減少した結果、前期比2.7%減の699億円となり、当期末の受注残高は、490億円となりました。

また、当期の売上高は、受注高と同様、水処理関連事業および化学・食品機械関連事業は増収となったものの、廃棄物処理関連事業で減収となった結果、前期並の681億円となり、経常利益は、案件コスト改善効果や経費圧縮等により、前期に比べ3億円増益の30億円となりました。

#### 【コベルコ建機】

油圧ショベルの販売台数は、拡販が順調に進捗している欧米などにおいては増加したものの、排ガス規制、消費増税に伴う駆け込み需要の反動影響がみられた国内、景気減速基調が継続する中国および東南アジアにおいては減少したことから、全体としては前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比2.3%減の3,110億円となりましたが、経常利益は、販売エリアや機種構成の変化もあり、前期に比べ58億円増益の210億円となりました。

#### 【コベルコクレーン】

クローラクレーンの販売台数は、国内においては公共投資の増加などを背景に引き続き需要が高水準で推移したことから増加し、海外においても、需要が堅調に推移した北米、アジア向けなどで増加したことから、前期を上回りました。



この結果、当期の売上高は、前期比25.6%増の711億円となり、経常利益は、前期に比べ19億円増益の51億円となりました。

### 【その他】

神鋼不動産株式会社においては、分譲事業および賃貸事業ともに堅調に推移しました。株式会社コベルコ科研においては、試験研究事業で自動車関連を中心に需要が堅調に推移しました。

以上の状況から、その他の事業全体の当期の売上高は、前期比6.8%増の760億円となり、経常利益は、前期に比べ2億円増益の70億円となりました。

### ② 対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き公共投資が底堅く推移し、緩やかながら設備投資の増加も見込まれることなどから、景気は回復基調が持続するものと想定されます。一方、海外においては、中国、新興国における景気減速の長期化が懸念されるほか、各地域の地政学的リスクも相俟って、先行きへの不透明感が増しております。

当社グループは、平成22年4月より、「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」の実現に向けて取り組んでおります。しかしながら、海外経済の変調、為替水準の急激な変動など、事業環境がめまぐるしく変化する中、中長期経営ビジョンの実現に向けては、「経営基盤の再構築」と「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」を打つことが必要との認識のもと、平成25年5月にグループ中期経営計画を策定し、以下のような取組みを進めております。

| 経営基盤の再構築                                                                                                                   | 収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄鋼事業の収益力強化</li> <li>・成長分野・地域での販売量の確保</li> <li>・体質強化活動</li> <li>・財務体質の改善</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼材事業の構造改革</li> <li>・機械系事業の戦略的な拡大</li> <li>・電力供給事業の拡大</li> </ul> |

こうした取組みにより、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」をより強化し、中長期経営ビジョンの実現を目指してまいります。

### 【中長期経営ビジョン】

中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』とは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術を更に融合することにより、

- ・グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループは、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底した上で、以下の基本方針の下、様々な事業を展開しております。

#### 『KOBELCO VISION“G”』の基本方針

- (i) オンリーワンの徹底的な追求
- (ii) 「ものづくり力」の更なる強化
- (iii) 成長市場への進出深化
- (iv) グループ総合力の発揮
- (v) 社会への貢献

「経営基盤の再構築」と「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」についての取組み内容は以下のとおりです。

## 「経営基盤の再構築」

### <鉄鋼事業の収益力強化>

鉄鋼事業部門を安定収益体質にすることは、当社グループにとって最大の課題です。設備投資効果や生産現場レベルでのコスト削減を中心に、品種構成改善や拡販など、あらゆる収益改善策に取り組み、競争力の強化を図ってまいります。

#### 【当期における取組み実績】

- ・新溶銑予備処理設備（加古川）の稼動により製鋼プロセスを効率化
- ・2基目の高効率ガス火力自家発電設備（加古川）の稼動により発電効率を向上
- ・生産現場レベルでの100億円規模のコスト削減

### <成長分野・地域での販売量の確保>

従来から取り組んでいる海外拠点の拡充と国内外各拠点の最大限の活用により、自動車・資源・環境、エネルギー、社会インフラといった成長分野と、これらの分野で成長が期待できる地域において、鉄鋼・溶接・アルミといった素材系、産業機械・エンジニアリング・建設機械といった機械系のそれぞれのオンリーワン製品・技術・サービスを中心に、最大販売量の確保に取り組んでまいります。

#### 【当期における取組み実績】

- ・鞍鋼股份有限公司と中国において自動車ハイテン鋼板の製造・販売に関する合併会社を設立
- ・中国における自動車パネル用アルミ板材の新たな製造・販売拠点の建設工事を推進
- ・米国における自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造・販売拠点の能力増強工事を完了

### <財務体質の改善を含む体質強化活動>

在庫圧縮や債権流動化・資産売却などによるキャッシュの創出に加え、投融資案件の厳選を進め、継続的に財務体質の改善を図ってまいります。また、全社的な固定費の適正化や調達コストの削減、製造工程・技術の徹底した検証による不良率の低減などの品質失敗コストの削減に継続的に取り組み、中長期的な体質強化を進めてまいります。

#### 【当期における取組み実績】

- ・保有株式の売却などを中心に、500億円規模のキャッシュ創出を実現
- ・財務の健全性を表すD/Eレシオ（負債資本倍率）の改善（前期末1.11倍→当期末0.88倍）

## 「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」

### <鋼材事業の構造改革>

製造業の海外移転などによる内需の漸減、東アジア地域での製鉄所増設などにより、さらなる競争激化が予想される鋼材事業においては、もう一段の競争力強化に取り組みます。

具体的には、平成29年度を目処に神戸製鉄所の高炉をはじめとした上工程設備を加古川製鉄所へ集約することにより、上工程の稼働率を向上させ、固定費の削減を実施することで大幅なコスト低減を図ります。

また、加古川製鉄所において、最新鋭のブルーム連続鑄造設備と溶鋼処理設備を新設、分塊圧延機を能力増強し、主力品種である特殊鋼線材・棒鋼の競争力を強化してまいります。

#### 【進捗状況】

- ・設備発注、現場工事など全体的に予定通り進捗
- ・上工程変更に伴い必要となる需要家の再承認取得を推進
- ・円滑な上工程集約に向け、加古川製鉄所・神戸製鉄所の組織体制を整備

### <機械系事業の戦略的な拡大>

圧縮機事業や建設機械事業などにおいて、国内外の拠点を整備し、グローバルな成長戦略を強化してまいります。また、多様な技術を有する当社グループの強みを活かし、グループ横断のプロジェクトによる技術融合を行ない、水素ステーション向け製品の開発など、新たな製品や事業の拡大を進めてまいります。

#### 【当期における取組み実績】

- ・市場再参入を果たし、シェアの拡大を目指す北米において建設機械工場の建設を意思決定
- ・水素ステーションのコストダウンおよび省スペース化を実現する、高圧水素圧縮機や冷却設備を組み合わせたパッケージ型ユニットを受注

### <電力供給事業の拡大>

これまでの電力供給事業や製鉄所での高効率ガス火力自家発電設備などの建設と操業で培ったノウハウを活かし、将来の安定収益基盤として、電力供給事業の拡大を進めてまいります。

具体的には、栃木県真岡市におけるガス火力発電所の建設および神戸製鉄所の高炉休止後の跡地において、石炭火力発電所の建設を進めてまいります。いずれの発電所も、国の基準に則した高効率な発電設備の導入や、その他立地条件を考慮した高水準の環境対策を実施する計画です。

#### 【進捗状況】

- ・真岡：東京瓦斯株式会社と電力受給契約締結  
現在、環境アセスメント実施中（平成31年度稼動目標、発電能力120万kW）
- ・神戸：関西電力株式会社の火力電源入札に応札し、落札  
同社と電力受給契約締結  
現在、環境アセスメント実施中（平成33年度稼動目標、発電能力130万kW）

これらの重点課題以外にも、中長期経営ビジョンの基本方針である「ものづくり力」の強化や、人材育成、技術開発の強化を引き続き推進してまいります。

なお、当社が、中長期経営ビジョンを実現するためには、安全・コンプライアンスの向上が大前提です。これまでも、当社ならびにグループ各社では、リスクの抽出からチェック、改善までの年間計画を立て実行していく「リスク管理活動」を国内外において実施することを通じて、その周知徹底と問題の未然防止を図ってまいりましたが、さらに安全・コンプライアンス意識への感度を高めるよう、取り組んでまいります。

さらに、当社グループは社会との共生も重要な課題と認識しております。素材や機械など多様な製品・技術を提供することで、省エネルギーをはじめとした様々な社会のニーズに応えていくことだけでなく、森林保全活動への参画や、体験型学習施設の運営、そして国内外の様々な活動を進めてまいります。

こうした考えのもとに創設した、森をテーマにした創作童話を小中高生から募集する「KOBELCO 森の童話大賞」も本年で第3回をむかえることとなりました。これまでの2回の金賞受賞作品は絵本にして兵庫県内をはじめとした後援自治体の小学校・中学校・高校・特別支援学校等に寄贈いたしました。当社グループは、引き続きこうした活動を通じて、社会との共生にも取り組んでまいります。

当社グループは、鋼材事業の構造改革や財務体質の改善などグループ中期経営計画で掲げた目標に向けて着実に歩みを進めておりますが、今後の更なる成長を目指すためには、掲げた施策を完遂していかなければなりません。安全・コンプライアンスの向上を図るとともに、目標達成に向けグループ一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### ③ 生産量、受注および事業別の売上高・経常利益の状況

(i) 生産量の状況

(単位：千トン)

| 区 分               |             | 第161期<br>(平成25年度) | 第162期(当期)<br>(平成26年度) |
|-------------------|-------------|-------------------|-----------------------|
| 鉄 鋼 事 業 部 門       | 粗 鋼         | 7,686             | 7,549                 |
| ア ル ミ ・ 銅 事 業 部 門 | ア ル ミ 圧 延 品 | 284               | 334                   |
|                   | 銅 圧 延 品     | 133               | 141                   |

(ii) 受注の状況

(単位：百万円)

| 区 分                        |         | 第161期<br>(平成25年度) | 第162期(当期)<br>(平成26年度) |         |
|----------------------------|---------|-------------------|-----------------------|---------|
| 機 械 事 業 部 門                | 受 注 高   | 国 内               | 58,034                | 45,652  |
|                            |         | 海 外               | 94,792                | 95,704  |
|                            |         | 合 計               | 152,826               | 141,356 |
|                            | 受 注 残 高 | 国 内               | 43,703                | 33,372  |
|                            |         | 海 外               | 78,523                | 100,005 |
|                            |         | 合 計               | 122,226               | 133,378 |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ<br>事 業 部 門 | 受 注 高   | 国 内               | 14,528                | 18,929  |
|                            |         | 海 外               | 35,286                | 6,355   |
|                            |         | 合 計               | 49,814                | 25,284  |
|                            | 受 注 残 高 | 国 内               | 44,152                | 46,577  |
|                            |         | 海 外               | 39,208                | 21,694  |
|                            |         | 合 計               | 83,361                | 68,271  |
| 神 鋼 環 境<br>ソ リ ュ ー シ ョ ン   | 受 注 高   | 国 内               | 70,447                | 66,294  |
|                            |         | 海 外               | 1,408                 | 3,636   |
|                            |         | 合 計               | 71,855                | 69,931  |
|                            | 受 注 残 高 | 国 内               | 45,238                | 45,496  |
|                            |         | 海 外               | 1,994                 | 3,534   |
|                            |         | 合 計               | 47,233                | 49,030  |

(注) 受注高および受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。

## (iii) 事業別の売上高・経常利益の状況

(単位：百万円)

| 区 分              | 第161期<br>(平成25年度)      |        | 第162期(当期)<br>(平成26年度)  |         |
|------------------|------------------------|--------|------------------------|---------|
|                  | 売上高                    | 経常利益   | 売上高                    | 経常利益    |
| 鉄 鋼 事 業 部 門      | 808,544                | 33,593 | 797,814                | 28,797  |
| 溶 接 事 業 部 門      | 88,345                 | 7,201  | 94,483                 | 10,266  |
| アルミ・銅事業部門        | 295,685                | 15,164 | 330,838                | 15,183  |
| 機 械 事 業 部 門      | 149,806                | 6,486  | 159,136                | 10,400  |
| エンジニアリング事業部門     | 39,113                 | △3,935 | 49,063                 | 785     |
| 神鋼環境ソリューション      | 68,160                 | 2,607  | 68,133                 | 3,004   |
| コベルコ建機           | 318,217                | 15,119 | 311,008                | 21,012  |
| コベルコクレーン         | 56,639                 | 3,200  | 71,120                 | 5,168   |
| そ の 他            | 71,220                 | 6,844  | 76,062                 | 7,075   |
| 調 整 額            | △71,034                | △1,236 | △70,766                | △7      |
| 合 計<br>(うち海外売上高) | 1,824,698<br>(645,558) | 85,044 | 1,886,894<br>(715,474) | 101,688 |

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,035億円であります。

当期中に完成および当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

| 区 分   | 設 備 名                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 完 成   | 当社 加古川製鉄所 発電用ボイラ更新他（鉄鋼事業部門）<br>当社 加古川製鉄所 新溶銑処理工場（鉄鋼事業部門）<br>コウベアルミニウムオートモーティブプロダクツLLC<br>米国ケンタッキー州 溶解鑄造ライン・鍛造プレス他増設（アルミ・銅事業部門）                                                                                                                                                         |
| 継 続 中 | 当社 加古川製鉄所・神戸製鉄所<br>上工程設備の加古川製鉄所への集約に伴う設備増強・物流設備他（鉄鋼事業部門）<br>当社 加古川製鉄所 第3高炉改修工事（鉄鋼事業部門）<br>神鋼汽車鋁材（天津）有限公司<br>中国天津市 自動車パネル材製造工場（アルミ・銅事業部門）<br>当社 高砂製作所 回転機工場設備増強（機械事業部門）<br>コベルコ コンストラクション マシナリー (USA) INC.<br>米国サウスカロライナ州 建設機械工場（コベルコ建機）<br>当社 栃木県真岡市 電力供給設備（全社）<br>当社 神戸製鉄所 電力供給設備（全社） |

## (3) 資金調達状況

当期中においては、社債の発行等特記すべき事項はありません。

#### (4) 財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                 | 第159期<br>(平成23年度) | 第160期<br>(平成24年度) | 第161期<br>(平成25年度) | 第162期(当期)<br>(平成26年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高 (百万円)         | 1,864,691         | 1,685,529         | 1,824,698         | 1,886,894             |
| 営 業 利 益 (百万円)       | 60,555            | 11,234            | 114,548           | 119,460               |
| 経 常 利 益 (百万円)       | 33,780            | △18,146           | 85,044            | 101,688               |
| 当 期 純 利 益 (百万円)     | △14,248           | △26,976           | 70,191            | 86,549                |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | △4円74銭            | △8円98銭            | 22円62銭            | 23円81銭                |
| 総 資 産 (百万円)         | 2,159,512         | 2,226,996         | 2,288,636         | 2,300,241             |
| 純 資 産 (百万円)         | 571,258           | 569,922           | 734,679           | 851,785               |
| 1 株 当 た り 純 資 産     | 171円84銭           | 170円63銭           | 184円11銭           | 213円70銭               |

##### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分                 | 第159期<br>(平成23年度) | 第160期<br>(平成24年度) | 第161期<br>(平成25年度) | 第162期(当期)<br>(平成26年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高 (百万円)         | 1,078,684         | 933,879           | 993,743           | 1,028,146             |
| 営 業 利 益 (百万円)       | △9,357            | △41,199           | 46,171            | 35,297                |
| 経 常 利 益 (百万円)       | △19,798           | △21,992           | 58,355            | 46,600                |
| 当 期 純 利 益 (百万円)     | △30,245           | △6,882            | 56,660            | 52,321                |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | △10円 6銭           | △2円28銭            | 18円23銭            | 14円37銭                |
| 総 資 産 (百万円)         | 1,401,668         | 1,455,669         | 1,463,443         | 1,432,210             |
| 純 資 産 (百万円)         | 380,442           | 380,046           | 511,758           | 556,645               |
| 1 株 当 た り 純 資 産     | 126円56銭           | 126円43銭           | 140円64銭           | 152円98銭               |

## (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

| 区 分          |          | 主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容                                                                                      |
|--------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄鋼事業部門       | 条鋼鋼板鋼片   | 普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼厚板、中板、薄板（熱延・冷延・表面処理）                                                          |
|              | 加工製品・銑鉄他 | 鋳鍛鋼品（船用部品・電機部品・産業機械部品等）、チタンおよびチタン合金、鉄粉、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、ステンレス鋼管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線                           |
|              | 電力卸供給    | 電力卸供給                                                                                                    |
| 溶接事業部門       |          | 溶接材料（各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス）、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業                         |
| アルミ・銅事業部門    | アルミ圧延品   | 飲料缶用アルミ板、熱交換器用アルミ板、自動車用アルミ板、各種アルミ押出品、磁気ディスク用アルミ基板                                                        |
|              | 銅圧延品     | 半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム、復水管、空調用銅管                                                                    |
|              | アルミ鋳鍛造品他 | アルミニウム合金およびマグネシウム合金鋳鍛造品（航空機用部品、自動車用部品等）、アルミ加工品（自動車用部品、建材、建設用仮設資材等）                                       |
| 機械事業部門       |          | エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント（製鉄圧延、非鉄等）、各種内燃機関          |
| エンジニアリング事業部門 |          | 製鉄プラント（還元鉄）、各種プラント（ペレタイジング、石油化学等）、原子力関連プラント、砂防・防災製品、土木工事、新交通システム                                         |
| 神鋼環境ソリューション  |          | 水処理プラント、廃棄物処理プラント、化学・食品関連機器                                                                              |
| コベルコ建機       |          | 油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ                                                                                    |
| コベルコクレーン     |          | クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、作業船                                                                                  |
| その他の他        |          | 不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理、特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高压ガス容器製造業、超電導製品、有料老人ホームの運営、総合商社 |

(6) 主要な営業所および工場 (平成27年3月31日現在)

|        |                       |                                                                              |                                       |
|--------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 本      | 社                     | 神戸 (本店)、東京                                                                   |                                       |
| 支      | 社                     | 大阪、名古屋                                                                       |                                       |
| 支      | 店                     | 北海道 (札幌市)、東北 (仙台市)、新潟 (新潟市)、北陸 (富山市)、<br>四国 (高松市)、中国 (広島市)、九州 (福岡市)、沖縄 (那覇市) |                                       |
| 海      | 外                     | ニューヨーク、シンガポール、上海                                                             |                                       |
| 研      | 究 所                   | 神戸 (神戸市)                                                                     |                                       |
| 工<br>場 | 鉄                     | 鋼                                                                            | 加古川 (兵庫県)、神戸 (神戸市)、高砂 (兵庫県)           |
|        | 溶                     | 接                                                                            | 藤沢 (神奈川県)、茨木 (大阪府)、西条 (広島県)、福知山 (京都府) |
|        | アルミ                   | 銅                                                                            | 真岡 (栃木県)、長府 (山口県)、大安 (三重県)            |
|        | 機<br>工<br>ニ<br>ン<br>グ | 械<br>工<br>ニ<br>ン<br>グ                                                        | 高砂 (兵庫県)、播磨 (兵庫県)                     |

(注) 1. 「海外」には、現地法人を含めております。

(注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、後記(7)「重要な子会社等の状況」に記載しております。

(7) 重要な子会社等の状況  
(子会社)

| 会社名〔本社所在地〕                 | 資本金       | 議決権比率(%) | 主要な事業内容                           |
|----------------------------|-----------|----------|-----------------------------------|
| 日本高周波鋼業株式会社〔東京都〕           | 15,669百万円 | 51.85    | 特殊鋼鋼材の製造、販売                       |
| 神鋼特殊鋼管株式会社〔山口県下関市〕         | 4,250百万円  | 100.00   | ステンレス鋼管・精密鋼管の製造、販売                |
| 神鋼建材工業株式会社〔兵庫県尼崎市〕         | 3,500百万円  | 96.80    | 土木・建築用製品の製造、販売                    |
| 神鋼神戸発電株式会社〔神戸市〕            | 3,000百万円  | 100.00   | 電力卸供給                             |
| 神鋼物流株式会社〔神戸市〕              | 2,479百万円  | 97.68    | 港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負 |
| 神鋼ボルト株式会社〔千葉県市川市〕          | 465百万円    | 100.00   | 建築・建設機械用等各種ボルトの製造、販売              |
| 堺鋼板工業株式会社〔大阪府堺市〕           | 320百万円    | 80.00    | 薄鋼板の剪断加工、販売                       |
| 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス〔神戸市〕 | 150百万円    | 100.00   | 各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管および保全工事      |
| エヌアイウエル株式会社〔大阪市〕           | 44百万円     | 100.00   | 溶接材料および溶接関連機器の販売                  |
| 青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕           | 211,526千元 | 90.00    | 溶接材料の製造、販売                        |



| 会社名〔本社所在地〕                            | 資本金                | 議決権比率(%) | 主要な事業内容                                     |
|---------------------------------------|--------------------|----------|---------------------------------------------|
| コウベ ウェルディング オブ コリア CO.,LTD.<br>〔韓国〕   | 5,914百万ウォン         | 91.06    | 溶接材料の製造、販売                                  |
| 株式会社コベルコ マテリアル銅管〔東京都〕                 | 6,000百万円           | 55.00    | 空調用銅管、建築・給湯用銅管等の製造、販売                       |
| 神鋼自動車鋁材（天津）有限公司〔中国〕※1                 | 454,000千元          | 100.00   | 自動車パネル用アルミ板材の製造、販売                          |
| 神鋼自動車鋁部件（蘇州）有限公司〔中国〕                  | 239,681千元          | 60.00    | 自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売                    |
| コウベ アルミナム オートモーティブ<br>プロダクツ LLC〔米国〕※1 | 24,000千米ドル         | 60.00    | 自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売                    |
| コウベ プレジジョン テクノロジー<br>SDN.BHD.〔マレーシア〕  | 19,000千マレーシアリングギット | 100.00   | ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売                  |
| コベルコ・コンプレッサ株式会社〔東京都〕                  | 450百万円             | 100.00   | 空気圧縮機・冷凍機の販売、サービス                           |
| 神鋼造機株式会社〔岐阜県大垣市〕※1                    | 388百万円             | 100.00   | 内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売                         |
| 神鋼圧縮機製造（上海）有限公司〔中国〕                   | 87,796千元           | 100.00   | 圧縮機および関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス               |
| コベルコ コンプレッサーズ アメリカ,INC.<br>〔米国〕※1     | 5.8千米ドル            | 100.00   | プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売            |
| ミドレックス テクノロジーズ,INC.〔米国〕※1             | 1千米ドル              | 100.00   | 還元鉄プラントの設計・製作・建設                            |
| 株式会社神鋼環境ソリューション〔神戸市〕<br>※1 ※2         | 6,020百万円           | 79.99    | 各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検 |
| 神鋼環境メンテナンス株式会社〔神戸市〕<br>※1             | 80百万円              | 100.00   | 水処理施設および廃棄物処理施設の運転等                         |
| コベルコ建機株式会社〔東京都〕                       | 16,000百万円          | 96.00    | 建設機械の製造、販売                                  |
| 東日本コベルコ建機株式会社〔千葉県市川市〕<br>※1           | 490百万円             | 100.00   | 建設機械の販売、サービス                                |
| 西日本コベルコ建機株式会社〔兵庫県尼崎市〕<br>※1           | 490百万円             | 100.00   | 建設機械の販売、サービス                                |
| 成都神鋼工程機械（集団）有限公司〔中国〕<br>※1            | 56,468千元           | 56.32    | 建設機械の販売、サービス                                |
| 成都神鋼建設機械有限公司〔中国〕※1                    | 139,846千元          | 88.74    | 建設機械の製造、販売                                  |

| 会社名〔本社所在地〕                                       | 資本金           | 議決権比率(%) | 主要な事業内容                                               |
|--------------------------------------------------|---------------|----------|-------------------------------------------------------|
| 杭州神鋼建設機械有限公司〔中国〕※1                               | 237,551千円     | 50.67    | 建設機械の製造、販売                                            |
| 成都神鋼建機融資租賃有限公司〔中国〕※1                             | 437,994千円     | 75.95    | リース業務                                                 |
| タイ コベルコ コンストラクション<br>マシナリー LTD.〔タイ〕※1            | 560,000千タイバーツ | 100.00   | 建設機械の製造、販売                                            |
| コベルコ インターナショナル シンガポール<br>CO.,PTE.LTD.〔シンガポール〕※1  | 11,113千米ドル    | 100.00   | 建設機械の販売                                               |
| コベルコ コンストラクション マシナリー<br>(USA) INC.〔米国〕※1         | 2千米ドル         | 100.00   | 建設機械の販売                                               |
| コベルコ コンストラクション イクイップメント<br>インディア PVT.LTD.〔インド〕※1 | 2,000百万インドルピー | 95.00    | 建設機械の製造、販売                                            |
| コベルコクレーン株式会社〔東京都〕                                | 6,380百万円      | 100.00   | 建設機械の製造、販売                                            |
| 神鋼不動産株式会社〔神戸市〕                                   | 3,037百万円      | 100.00   | 不動産分譲、仲介、リフォーム、<br>不動産賃貸                              |
| 株式会社コベルコ科研〔神戸市〕                                  | 300百万円        | 100.00   | 各種材料の分析・試験、構造物の評価および<br>ターゲット材、半導体・FPD等検査装置<br>の製造、販売 |
| 神鋼投資有限公司〔中国〕                                     | 1,213,686千円   | 100.00   | 中国における事業統括会社                                          |
| コウベスチール USA ホールディングス<br>INC.〔米国〕                 | 205千米ドル       | 100.00   | 米国における事業会社の株式保有                                       |

(関連会社)

| 会社名〔本社所在地〕                     | 資本金         | 議決権比率(%) | 主要な事業内容                          |
|--------------------------------|-------------|----------|----------------------------------|
| 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ<br>〔兵庫県尼崎市〕 | 8,739百万円    | 23.92    | スポンジチタン・多結晶シリコン<br>等の製造、販売       |
| 神鋼鋼線工業株式会社〔兵庫県尼崎市〕※1           | 8,062百万円    | 35.90    | 線材二次製品の製造、販売および各種構<br>造物の建設工事の請負 |
| 関西熱化学株式会社〔兵庫県尼崎市〕              | 6,000百万円    | 24.00    | コークス類その他各種化学工業<br>品の製造、販売        |
| 日本エアロフォージ株式会社〔岡山県倉敷市〕          | 1,850百万円    | 40.54    | 大型鍛造品の製造、販売                      |
| 株式会社テザックワイヤロープ<br>〔大阪府貝塚市〕     | 450百万円      | 42.10    | 鋼索・鋼線・鋼燃線の製造、販売                  |
| プロテック コーティング CO.〔米国〕※1         | 123,000千米ドル | 50.00    | 亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板<br>の製造、販売        |

| 会社名〔本社所在地〕                     | 資本金        | 議決権比率(%) | 主要な事業内容                  |
|--------------------------------|------------|----------|--------------------------|
| 鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司〔中国〕※1       | 700,000千円  | 49.00    | 高張力冷延鋼板の製造、販売            |
| エスアールティー オーストラリア Pty Ltd〔豪州〕※1 | 71,370千豪ドル | 33.00    | 豪州サウスダウンプロジェクトの権益(30%)保有 |
| 無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1              | 92,010千円   | 44.35    | 圧縮機の製造、販売                |
| 神鋼商事株式会社〔大阪市〕※1 ※2             | 5,650百万円   | 35.08    | 鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買および輸出入     |

- (注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。  
(注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として扱出している株式を含めております。  
(注) 3. 当期において、コベルココンプレッサーズ アメリカ,INC.、鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司を新たに追加いたしました。  
(注) 4. 当期において、神鋼汽車鋁材(天津)有限公司は増資を実施した結果、資本金は454,000千円となりました。  
(注) 5. 当期において、神鋼投資有限公司は増資を実施した結果、資本金は1,213,686千円となりました。  
(注) 6. 前期に記載しておりました京セラメディカル株式会社の当社保有株式を京セラ株式会社に全部譲渡したことから、当期より記載しておりません。

## (8) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

(単位：名)

| 区 分                     | 従 業 員 数 |
|-------------------------|---------|
| 鉄 鋼 事 業 部 門             | 9,681   |
| 溶 接 事 業 部 門             | 2,545   |
| ア ル ミ ・ 銅 事 業 部 門       | 6,138   |
| 機 械 事 業 部 門             | 3,575   |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部 門 | 708     |
| 神 鋼 環 境 ソ リ ュ ー シ ョ ン   | 2,169   |
| コ ベ ル コ 建 機             | 6,745   |
| コ ベ ル コ ク レ ー ン         | 884     |
| そ の 他 ま た は 全 社         | 3,975   |
| 合 計                     | 36,420  |

(注) 従業員数は就業人員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 10,609名 | 23名増   | 40.4歳   | 17.8年  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
(注) 2. 上記従業員数には、出向者1,352名を含んでおりません。

## (9) 主要な借入先および借入額 (平成27年3月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高(百万円) |
|---------------|------------|
| 株式会社日本政策投資銀行  | 70,259     |
| 株式会社みずほ銀行     | 54,989     |
| 日本生命保険相互会社    | 42,988     |
| 株式会社三井住友銀行    | 35,281     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 34,281     |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 21,945     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 18,423     |

(注) 上記のほか、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、および株式会社三井住友銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて24,000百万円ありますが、各借入先の借入金残高には含めておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 6,000,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 3,643,642,100株 |
| (3) 株主数        | 206,818名       |
| (4) 大株主(上位10名) |                |

| 株主名                                           | 持株数(千株) | 持株比率(%) | 当社の大株主への出資状況 |         |
|-----------------------------------------------|---------|---------|--------------|---------|
|                                               |         |         | 持株数(千株)      | 持株比率(%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                       | 122,896 | 3.38    | —            | —       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                     | 108,507 | 2.98    | —            | —       |
| 新日鐵住金株式会社                                     | 107,345 | 2.95    | 67,441       | 0.71    |
| 日本生命保険相互会社                                    | 101,189 | 2.78    | —            | —       |
| 株式会社みずほ銀行                                     | 64,669  | 1.78    | —            | —       |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                 | 52,333  | 1.44    | —            | —       |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                 | 47,348  | 1.30    | —            | —       |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY                     | 47,222  | 1.30    | —            | —       |
| 双日株式会社                                        | 45,016  | 1.24    | 2,024        | 0.16    |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 44,435  | 1.22    | —            | —       |

(注) 1. 当社は、自己株式5,039千株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(注) 2. 株式会社みずほ銀行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社であります。当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式16,161,453株(持株比率0.07%)を保有しております。

(注) 3. 三菱UFJ信託銀行株式会社および株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社であります。当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式8,704,020株(持株比率0.06%)を保有しております。

## (5) 自己株式の取得、処分および保有

## ① 取得株式

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| ・単元未満株式の買取による取得 |             |
| 普通株式            | 146,648株    |
| 取得価額の総額         | 26,821,707円 |

## ② 処分株式

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| ・単元未満株式の買増請求により処分した自己株式 |            |
| 普通株式                    | 9,950株     |
| 処分価額の総額                 | 1,619,597円 |

## ③ 当期末における保有株式

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 5,039,069株 |
|------|------------|

### 3.会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成27年3月31日現在）

| 地 位               | 氏 名    | 担当・重要な兼職の状況                                                                                                       |
|-------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役)  | 佐藤 廣士  | 大日本住友製薬株式会社社外取締役                                                                                                  |
| 取締役社長<br>(代表取締役)  | 川崎 博也  |                                                                                                                   |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 田中 順   | エンジニアリング事業部門長                                                                                                     |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 檜木 一秀  | 機械事業部門長                                                                                                           |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 尾上 善則  | 鉄鋼事業部門長                                                                                                           |
| 専務取締役             | 粕谷 強   | 溶接事業部門長                                                                                                           |
| 専務取締役             | 金子 明   | アルミ・銅事業部門長、神鋼汽車鋁材（天津）有限公司董事長                                                                                      |
| 専務取締役             | 梅原 尚人  | 監査部、秘書広報部、総務部、法務部、人事労政部、経営企画部、経理部、財務部、営業企画部、建設技術部、ラグビー部支援室、電力事業企画推進本部、支社・支店（高砂製作所を含む）、海外拠点（本社所管）の総括、全社コンプライアンスの総括 |
| 常務取締役             | 杉崎 康昭  | 全社技術開発の総括、環境防災部、ものづくり推進部、IT企画部の総括、全社システムの総括、技術開発本部長                                                               |
| 取 締 役             | 北畑 隆生  | 丸紅株式会社社外取締役、学校法人三田学園理事長兼学校長、セーレン株式会社社外取締役、日本ゼオン株式会社社外取締役                                                          |
| 取 締 役             | 越智 洋   |                                                                                                                   |
| 監 査 役<br>(常 勤)    | 藤原 寛明  |                                                                                                                   |
| 監 査 役<br>(常 勤)    | 山本 敬藏  |                                                                                                                   |
| 監 査 役             | 佐々木 茂夫 | 積水樹脂株式会社社外監査役、岩井コスモ証券株式会社社外取締役、日本取引所自主規制法人外部理事                                                                    |
| 監 査 役             | 沖本 隆史  | 富士通株式会社社外取締役、中央不動産株式会社取締役社長<br>新元工業株式会社社外監査役、清和総合建物株式会社監査役                                                        |
| 監 査 役             | 坂井 信也  | 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役、朝日放送株式会社社外取締役、山陽電気鉄道株式会社社外取締役、株式会社阪神タイガース取締役会長、阪神電気鉄道株式会社取締役会長                                |

- (注) 1. 取締役北畑隆生、取締役越智洋の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 監査役佐々木茂夫、監査役沖本隆史および監査役坂井信也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注) 3. 当社は、取締役北畑隆生、取締役越智洋、監査役佐々木茂夫、監査役沖本隆史および監査役坂井信也の5氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。
- (注) 4. 監査役藤原寛明、監査役沖本隆史および監査役坂井信也の3氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役藤原寛明氏は、当社において、平成16年4月から平成17年3月まで執行役員財務部長を務め、平成17年4月から平成21年3月まで執行役員として財務部を、平成21年4月から平成21年6月まで執行役員として、平成21年6月から平成26年3月まで取締役として財務部および経理部を担当しておりました。
  - ・監査役沖本隆史氏は、株式会社第一勧業銀行および株式会社みずほコーポレート銀行に長年勤務し、平成17年4月から平成19年4月まで、取締役として銀行業務に従事しておりました。
  - ・監査役坂井信也氏は、阪神電気鉄道株式会社において、経理部門に長年在籍し、平成14年6月から平成18年6月まで、取締役として同部門を担当しておりました。
- (注) 5. 当社と丸紅株式会社、日本ゼオン株式会社、富士通株式会社、阪神電気鉄道株式会社との間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 6. 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 7. 当期中の退任取締役および退任監査役は、次のとおりであります。

| 地 位    | 氏 名     | 退任年月日      |
|--------|---------|------------|
| 取締役副社長 | 山 口 育 廣 | 平成26年6月25日 |
| 取締役副社長 | 藤 原 寛 明 | 平成26年6月25日 |
| 取締役副社長 | 高 橋 徹   | 平成26年6月25日 |
| 取 締 役  | 山 内 拓 男 | 平成26年6月25日 |
| 監 査 役  | 大 越 年 祝 | 平成26年6月25日 |
| 監 査 役  | 宮 崎 純   | 平成26年6月25日 |

- (注) 8. 平成27年4月1日付で、地位もしくは担当が変更になった取締役の変更後の地位および担当は次のとおりであります。

| 地 位               | 氏 名     | 担 当                                                                                                               |
|-------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 金 子 明   | アルミ・銅事業部門長                                                                                                        |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 梅 原 尚 人 | 監査部、秘書広報部、総務部、法務部、人事労政部、経営企画部、経理部、財務部、営業企画部、建設技術部、ラグビー部支援室、電力事業企画推進本部、支社・支店(高砂製作所を含む)、海外拠点(本社所管)の総括、全社コンプライアンスの総括 |
| 取締役副社長            | 田 中 順   | 社長付                                                                                                               |
| 専務取締役             | 粕 谷 強   | 社長付                                                                                                               |
| 専務取締役             | 杉 崎 康 昭 | 全社技術開発の総括、環境防災部、ものづくり推進部、IT企画部の総括、全社システムの総括                                                                       |

(注) 9. 当社は執行役員制度を導入しており、平成27年4月1日現在の執行役員の体制および担当は、次のとおりであります。

|         | 地 位    | 氏 名       | 担 当                                                                             |
|---------|--------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 専務執行役員 | 沖 田 誠 治   | 社長付                                                                             |
|         | 専務執行役員 | 森 地 高 文   | 秘書広報部、総務部、人事労政部（除く安全管理、QC支援）、営業企画部、建設技術部、ラグビー部支援室、支社・支店（高砂製作所を含む）の担当            |
|         | 常務執行役員 | 三 宅 俊 也   | 技術開発本部長、新鉄源事業の支援                                                                |
|         | 執行役員   | 河 原 一 明   | 経理部、財務部の担当                                                                      |
|         | 執行役員   | 北 川 二 朗   | 電力事業企画推進本部長                                                                     |
|         | 執行役員   | 山 本 浩 司   | 環境防災部、人事労政部（安全管理、QC支援）、ものづくり推進部、IT企画部、鉄鋼事業部門技術総括部、システム技術部、技術開発センターの担当、全社システムの担当 |
|         | 執行役員   | 大 久 保 安   | 監査部の担当、全社コンプライアンスの担当、法務部長                                                       |
|         | 執行役員   | 勝 川 四 志 彦 | 海外拠点（本社所管）の担当、経営企画部長                                                            |
| 鉄 鋼     | 専務執行役員 | 宮 下 幸 正   | 企画管理部、営業総括部、原料部、資材部の担当                                                          |
|         | 専務執行役員 | 藤 井 晃 二   | 事業部門長付                                                                          |
|         | 常務執行役員 | 宮 脇 新 也   | 事業部門長付                                                                          |
|         | 常務執行役員 | 後 藤 隆     | 線材条鋼営業部の担当、営業全般の担当                                                              |
|         | 常務執行役員 | 水 口 誠     | 線材条鋼商品技術部、厚板商品技術部、薄板商品技術部の担当                                                    |
|         | 常務執行役員 | 柴 田 耕 一 朗 | 鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長                                                               |
|         | 執行役員   | 対 馬 靖     | 事業部門長付                                                                          |
|         | 執行役員   | 松 原 弘 明   | 素形材企画部の担当、鋳鍛鋼事業部、チタン本部、鉄粉本部の担当                                                  |
|         | 執行役員   | 岡 欣 彦     | 厚板営業部、薄板営業部の担当                                                                  |
|         | 執行役員   | 宮 崎 庄 司   | IPP本部の担当、神戸製鉄所長                                                                 |
| 溶 接     | 常務執行役員 | 輿 石 房 樹   | 事業部門長                                                                           |
|         | 執行役員   | 山 本 明     | 生産センターの担当、企画管理部長                                                                |
| アルミ・銅   | 常務執行役員 | 加 藤 宏     | 企画管理部、原料部の担当、アルミ板事業の担当                                                          |
|         | 常務執行役員 | 藤 井 拓 己   | 技術部の担当、鋳鍛事業の担当                                                                  |
|         | 執行役員   | 磯 野 誠 昭   | 銅板事業の担当、長府製造所長、技術部について担当役員を支援                                                   |
| 機 械     | 専務執行役員 | 大 濱 敬 織   | 圧縮機事業部長                                                                         |
|         | 専務執行役員 | 山 口 貢     | 産業機械事業部長                                                                        |
|         | 常務執行役員 | 松 田 彰 雄   | 事業部門長付                                                                          |
| アエリソングレ | 専務執行役員 | 眞 部 晶 平   | 事業部門長                                                                           |
|         | 常務執行役員 | 森 崎 計 人   | 鉄構・砂防部、都市システム部の担当、原子力・CWD本部の担当                                                  |
|         | 執行役員   | 石 川 裕 士   | 新鉄源本部長                                                                          |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 報 酬       |             | 備 考                                         |
|------------------|-----------|-------------|---------------------------------------------|
|                  | 支給人員 (名)  | 支払額 (百万円)   |                                             |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 15<br>(3) | 517<br>(26) | 報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した取締役4名および監査役2名を含めております。 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 7<br>(3)  | 106<br>(39) |                                             |
| 合 計              | 22        | 624         |                                             |

- (注) 1. 平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額63百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役の報酬額は月額11百万円以内と決議いただいております。
- (注) 2. 取締役の報酬は業績連動型の報酬制度に基づいて決定しております。役職位毎の基準報酬額を、年度毎の全社および各事業部門の業績に応じて変動させることで、各事業に対する結果責任を明確にしております。  
 なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。  
 監査役については、取締役報酬などを勘案し、役割に応じた報酬を設定しております。  
 取締役・監査役報酬は、それぞれ株主総会にて決議された限度額の範囲内において支給しております。  
 決定方法としては、取締役の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査役報酬の方針は監査役全員の協議により決定しております。
- (注) 3. 役員賞与は支給していません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

|           | 取締役会<br>出席回数<br>(出席率) | 監査役会<br>出席回数<br>(出席率) | 取締役会および監査役会<br>における発言状況                                                        |
|-----------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 北畑 隆生 | 16回中14回<br>(88%)      | —                     | 行政官としての幅広い経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。                                       |
| 取締役 越智 洋  | 12回中11回<br>(92%)      | —                     | 経営者としての豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。                                       |
| 監査役 佐々木茂夫 | 16回中16回<br>(100%)     | 29回中29回<br>(100%)     | 法曹界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。 |
| 監査役 沖本 隆史 | 16回中16回<br>(100%)     | 29回中29回<br>(100%)     | 金融界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。 |
| 監査役 坂井 信也 | 16回中15回<br>(94%)      | 29回中27回<br>(93%)      | 産業界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。 |

(注) 取締役越智洋氏が就任した平成26年6月25日以降、取締役会を12回開催しております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項および定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。



## 4.会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 | 分                              | 支払額(百万円) |
|---|--------------------------------|----------|
| ① | 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額         | 103      |
| ② | 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 424      |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「海外関係会社の内部統制に関する調査・助言業務」等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更いたしました。

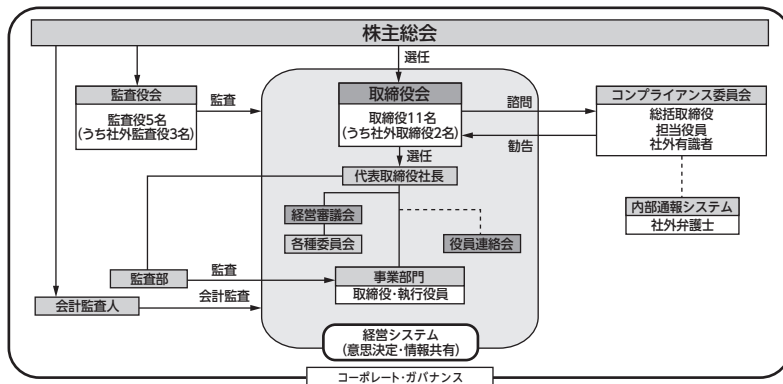
## 5.会社の体制および方針

### (1) 当社の企業統治の体制

当社は、「指名委員会等設置会社」のように経営の監督と執行を完全に分離するのではなく、会社事業に精通した者が中心になってより機動的な経営を行なう「監査役設置会社」であります。当社の取締役会は、活発かつ幅広く議論が行なわれるよう、社長の他、本社部門で重要な役職を担う取締役、重要な5つの事業部門の長たる取締役で構成し、加えて、より一層の透明性、公正性を担保するため、社外取締役2名を置いています。

また、監査役は、会社法上、3名以上置き、そのうち半数以上を社外監査役とすることが義務づけられていますが、当社はより透明性・公正性が担保され、監査機能が果たされるよう、5名の監査役を置き、そのうち3名は法曹界、金融界、産業界出身の社外監査役で構成されています。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制図>



(2) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）は、以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社および主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

② 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行なう。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策およびリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める「リスク管理基準」は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査役設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能の中心となる当社取締役会に社外取締役を選任する。

また、「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくための経営システムとして「事業部門制」を採用している。主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」および「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員および技監ならびに社長の指名する関係会社の社長および役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

#### ⑥ 会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

#### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および同使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役からの独立性を確保するために、その人事異動および人事評価等を監査役と事前に協議する。

#### ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役会または監査役に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

#### ⑨ その他監査役の実効性が確保されることを確保するための体制

監査役の実効性を確保するため、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

(注) 上記は、当期において運用されたものであります。なお、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月15日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の内容について改めて決議しております。

### (3) リスク管理活動について

当社は、上述(2)の内部統制システムに基づき、各種の社内規程を定め、各職位や全社的な研修を通じながら、その周知徹底を当社ならびにグループ各社にも図っております。

また、当社は、コンプライアンスに対する「感度」の高い組織文化を醸成することを目指して、「リスク管理活動」に取り組んでいます。具体的には、法令や社会の変化を踏まえた全社に共通するコンプライアンスリスクに加えて、各部門が、事業の中にあるリスクを独自に抽出・点検したうえで、各種の社内規程や、マニュアルなどを参照しながら、毎年、リスク管理計画を策定します(Plan)。次に、各部門では、この計画を実行し(Do)、点検し(Check)、翌年のリスク管理計画に改善点を反映させる(Action)という、一年ごとにPlan、Do、Check、Actionのサイクルを回す活動を行なっています。また、実効性を担保するために、各部門の一年間の活動結果を経営トップが確認したうえで、次年度以降の計画に繋げています。この運用は、グループ各社にも積極的に展開しております。

#### (4) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

##### ① 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引の中で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連等様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。また、平成25年5月に策定した「中期経営計画」で掲げた「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」としての取組み、すなわち「鋼材事業の構造改革」、「機械系事業の戦略的拡大」と「電力供給事業の拡大」を推進し、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」という当社の将来像を実現し、中長期的に企業価値の向上を図っていくことが、多様なステークホルダーの方々に対して企業としての社会的責任を果たすことにつながると認識しております。

このような観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに相当期間の交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意なく行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

## ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (i) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループでは、中長期の経営指針として平成22年4月に策定した「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」の実現に向け、現在、様々な取組みを続けています。このビジョンは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術を更に融合することにより、

- ・ グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・ 安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・ 株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループでは、このようなグループ像の実現に向けて、まず、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底し、その上で、以下の基本方針のもと、新しい価値の創造とグローバルな成長を目指してまいります。

#### <中長期経営ビジョンの基本方針>

このグループ像を実現するための基本方針は次のとおりです。

#### 1) オンリーワンの徹底的な追求

オンリーワン製品・技術・サービスについて、既存のものは、市場での地位向上、採算向上に継続して注力するとともに、新たなオンリーワンの創出を追求してまいります。

加えて、当社グループならではのサービス、すなわち、事業としてのアフターサービスはもちろんのこと、変化する顧客のニーズを常に発掘・捕捉し、より良い製品・技術として反映することにより、顧客満足度を向上させてまいります。

また、顧客・社会の志向と歩調を合わせ、既存ビジネスにとどまらず、その更に川下の領域や、次世代製鉄法のような川上の領域にも事業展開することを積極的に追求し、付加価値を飛躍的に向上させることも狙ってまいります。

#### 2) ものづくり力の更なる強化

「ものづくり」とは、企業理念である「信頼される技術、製品、サービスを提供します」を実践するための「営業・マーケティング～開発・設計～調達～製造・生産」といったトータルの活動であり、また、「ものづくり力」とは「“永続的に”信頼される技術、製品、サービスを提供する力」であるとともに、成長のための「エンジン」でもあると定義し、この当社グループの競争力の源泉であるものづくり力の強化に、グループ全体で取り組んでまいります。

#### 3) 成長市場への進出深化

成長する新興国市場を中心に、需要の拡大する地域・分野を追いかけ、その特性に見合った事業展開を行なってまいります。また、オンリーワンの技術・サービスをもって、国内外の成長分野である環境・資源・エネルギー向けの取組みを加速させてまいります。

#### 4) グループ総合力の発揮

グループ内の知恵・アイデア・ノウハウを一層集積・流通させ、新たな価値を創造してまいります。

また、グループ横断プロジェクト活動による総合技術力・提案力の向上、技術融合による新たなオンリーワン創出、「KOBELCO」ブランドの定着等、グループ内に横串を通す活動を推進することにより、総合力の強化に取り組んでまいります。

加えて、事業環境が激しく変化する中、事業基盤の強化・変革を担うことのできる人材、グローバルな事業展開にも対応可能な人材を計画的に育成してまいります。

#### 5) 社会への貢献

地域社会や環境保全への貢献を中心に、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、地球温暖化問題に対しても、事業活動を通じて貢献してまいります。また、コンプライアンスに対する「感度」の高い企業風土をグループ全体で醸成してまいります。

#### (ii) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

※ 内部統制システムについては41ページから42ページに記載しております。

### ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、次のプラン（以下、「本プラン」といいます。）のご承認をいただきました。

#### 【本プランの概要】

本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、以下の手順を定めております。

#### (i) 本プランの趣旨

当社株券等の持株割合が15%以上となる当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにすることを定めたものです。

#### (ii) 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性、合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者と社外取締役によって構成いたします。

#### (iii) 必要情報の提供

大規模買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて判断するため、大規模買付者に対し、株式取得の目的、買付対価の算定根拠、買付資金の裏付け、株式取得後の経営方針等について、情報提供を求めます。

ただし、提供される情報は、株主ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとし、独立委員会は、大規模買付者に延々と情報提供を求めるなどの濫用的な運用は行ないません。

#### (iv) 検討評価

独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報提供を受けたと判断した旨を開示した日から、円貨の現金のみとする全部買付けの場合は60日間、これ以外の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間として確保いたします。

独立委員会は、この間、大規模買付行為の妥当性や対抗措置の発動の是非等を判断し、その検討の結果を取締役に勧告いたします。

独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものといたします。

※ 検討評価期間は、独立委員会が必要と判断した場合、最大60日延長可能といたします。

(v) 大規模買付行為がなされたときの対応

独立委員会の勧告を最大限に尊重し、取締役会が以下の基準のもとで判断いたします。

- a. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、原則として対抗措置を発動します。
- b. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合、取締役会は、仮に反対であっても、大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうにとどめ、原則として対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値を著しく損なうと判断される場合には対抗措置をとることがあります。

(vi) 対抗措置の内容

大規模買付者は行使することができないなどの条件を付した新株予約権の無償割当ての方法をとります。ただし、大規模買付者に新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものといたします。

(vii) 有効期限

平成27年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとしております。

※ 現在の本プランの内容の詳細は、当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成25年4月26日付「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

なお、本第162回定時株主総会において、本プランの更新をご提案しております。更新にあたり、以下の点を上記の本プランから変更することをご提案しております（ご提案内容の詳細は、本招集通知添付の株主総会参考書類10ページから17ページをご参照ください。）。

- 1) 大規模買付行為の数値基準の引き上げ（当社株式持株割合15%を20%に引き上げ）
- 2) 評価検討期間の延長最大期間を60日から30日に短縮
- 3) 対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入（独立委員会の勧告を最大限尊重した上で取締役会が相当と判断した場合に株主意思確認総会を招集）

④ 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社グループにおける取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みです。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものです。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。本プランに定める手続きのいずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様には保障するための手段として採用されたものです。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。加えて、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

本プランに定める当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行なわれます。さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

以 上

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	1,053,006
現金及び預金	103,181
受取手形及び売掛金	355,579
リース債権及びリース投資資産	34,789
商品及び製品	185,077
仕掛品	119,436
原材料及び貯蔵品	138,161
繰延税金資産	30,388
その他の当座預金	95,041
貸倒引当金	△8,648
固定資産	1,247,234
有形固定資産	926,994
建物及び構築物	288,175
機械装置及び運搬用具	401,505
工具、器具及び備品	13,839
土地	195,837
建設仮勘定	27,636
無形固定資産	20,038
ソフトウェア	13,368
その他の当座預金	6,670
投資その他の資産	300,201
投資有価証券	207,931
長期貸付金	7,468
繰延税金資産	18,327
退職給付に係る資産	20,036
貸倒引当金	48,667
貸倒引当金	△2,230
資産合計	2,300,241

科 目	金額
負債の部	
流動負債	863,455
支払手形及び買掛金	424,269
短期借入金	221,371
リース負債	5,433
1年内償還予定の社債	20,000
未払法人的税金等	36,687
繰延税金負債	14,010
賞与引当金	609
製品保証引当金	20,719
受注工事損失引当金	11,377
その他の負債	6,467
固定負債	585,001
社債	102,507
長期借入金	131,000
リース負債	304,974
繰延税金負債	27,077
再評価に係る繰延税金負債	14,222
退職給付に係る負債	3,435
環境対策引当金	59,573
構造改革関連費用引当金	1,195
解体撤去関連費用引当金	4,944
その他の負債	9,556
その他の負債	29,020
負債合計	1,448,456
純資産の部	
株主資本	741,368
資本金	250,930
資本剰余金	100,782
利益剰余金	392,652
自己株式	△2,996
その他の包括利益累計額	35,122
その他の有価証券評価差額金	27,097
繰延ヘッジ損益	△2,415
土地再評価差額金	△3,560
為替換算調整勘定	22,892
退職給付に係る調整累計額	△8,891
少数株主持分	75,293
純資産合計	851,785
負債純資産合計	2,300,241

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,886,894
売 上 原 価		1,581,527
売 上 総 利 益		305,366
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		185,906
営 業 利 益		119,460
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,908	
そ の 他	27,084	33,993
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,845	
そ の 他	35,919	51,765
経 常 利 益		101,688
特 別 利 益		
退 職 給 付 信 託 返 還 益	15,684	15,684
特 別 損 失		
解 体 撤 去 関 連 費 用	10,457	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,588	13,046
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		104,325
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,135	
法 人 税 等 調 整 額	△11,788	12,347
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		91,978
少 数 株 主 利 益		5,428
当 期 純 利 益		86,549

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	250,930	100,742	322,347	△2,983	671,035
会計方針の変更による累積的影響額			5,066		5,066
会計方針の変更を反映した当期首残高	250,930	100,742	327,413	△2,983	676,102
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△21,832		△21,832
当期純利益			86,549		86,549
自己株式の取得				△26	△26
自己株式の処分			△8	14	5
少数株主との取引に係る親会社の持分変動		40			40
連結及び持分法適用範囲の変更に伴う増減			△11		△11
土地再評価差額金の取崩			540		540
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	40	65,238	△12	65,266
平成27年3月31日残高	250,930	100,782	392,652	△2,996	741,368

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年4月1日残高	13,266	△1,814	△3,368	3,062	△13,183	△2,037	65,681	734,679
会計方針の変更による累積的影響額							366	5,433
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,266	△1,814	△3,368	3,062	△13,183	△2,037	66,047	740,112
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△21,832
当期純利益								86,549
自己株式の取得								△26
自己株式の処分								5
少数株主との取引に係る親会社の持分変動								40
連結及び持分法適用範囲の変更に伴う増減								△11
土地再評価差額金の取崩								540
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	13,831	△600	△191	19,829	4,292	37,160	9,245	46,406
連結会計年度中の変動額合計	13,831	△600	△191	19,829	4,292	37,160	9,245	111,672
平成27年3月31日残高	27,097	△2,415	△3,560	22,892	△8,891	35,122	75,293	851,785

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

~~~~~  
 (ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

| 科 目                                | 金 額      |
|------------------------------------|----------|
|                                    | 百万円      |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー                   | 153,078  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー                   | △73,674  |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー                   | △156,027 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額                   | 7,097    |
| 現金及び現金同等物の増減額                      | △69,526  |
| 現金及び現金同等物の期首残高                     | 170,926  |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金<br>同 等 物 の 増 減 額 | 253      |
| 現金及び現金同等物の期末残高                     | 101,654  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>488,248</b>   |
| 現金及び預金                 | 307              |
| 受取手形                   | 1,221            |
| 売掛金                    | 123,573          |
| 一時的債権                  | 2,074            |
| 商品及び製品                 | 70,934           |
| 仕掛品                    | 84,136           |
| 材料及び貯蔵品                | 89,609           |
| 前渡金                    | 5,950            |
| 前払費用                   | 3,103            |
| 繰延税金資産                 | 11,540           |
| 短期貸付                   | 57,497           |
| 未収入金                   | 29,383           |
| 貸倒引当金                  | 8,924            |
|                        | △9               |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>943,961</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>525,523</b>   |
| 建物                     | 98,569           |
| 構築物                    | 53,732           |
| 機械及び装置                 | 276,795          |
| 車両運搬具                  | 757              |
| 工具、器具及び備品              | 5,668            |
| 土地                     | 71,123           |
| 建設仮勘定                  | 18,875           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>10,536</b>    |
| ソフトウェア                 | 9,344            |
| 施設利用権                  | 1,166            |
| その他                    | 26               |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>407,901</b>   |
| 投資有価証券                 | 136,599          |
| 関係会社株式及び出資             | 207,812          |
| 長期貸付                   | 29,733           |
| 前払年金費用                 | 24,543           |
| その他                    | 10,374           |
| 貸倒引当金                  | △1,161           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,432,210</b> |

| 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|
| <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 負 債</b>       | <b>464,789</b>   |
| 買掛金                  | 263,759          |
| 短期借入金                | 75,649           |
| リース負債                | 123              |
| 1年内償還予定の社債           | 20,000           |
| 未払金                  | 22,468           |
| 未払費用                 | 22,202           |
| 未払法人税等               | 5,280            |
| 前受り金                 | 20,745           |
| 前受り                  | 6,514            |
| 前受り                  | 2,258            |
| 賞与引当金                | 8,678            |
| 製品保証引当金              | 2,736            |
| 受注工事損失引当金            | 5,817            |
| 資産除去債務               | 235              |
| その他                  | 8,319            |
| <b>固 定 負 債</b>       | <b>410,775</b>   |
| 社債                   | 131,000          |
| 長期借入金                | 225,892          |
| リース負債                | 229              |
| 繰延税金負債               | 8,528            |
| 退職給付引当金              | 26,758           |
| 環境対策引当金              | 769              |
| 構造改革関連費用引当金          | 4,944            |
| 解体撤去関連費用引当金          | 9,556            |
| 資産除去債務               | 1,195            |
| その他                  | 1,899            |
| <b>負 債 合 計</b>       | <b>875,564</b>   |
| <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| <b>株 主 資 本</b>       | <b>536,765</b>   |
| 資本金                  | 250,930          |
| 資本剰余金                | 100,789          |
| 資本準備金                | 100,789          |
| 利益剰余金                | 187,347          |
| その他利益剰余金             | 187,347          |
| 特別償却準備金              | 3                |
| 海外投資等損失準備金           | 88               |
| 固定資産圧縮積立金            | 2,880            |
| 繰越利益剰余金              | 184,375          |
| <b>自 己 株 式</b>       | <b>△2,301</b>    |
| 評価・換算差額等             | 19,880           |
| その他有価証券評価差額金         | 22,434           |
| 繰延ヘッジ損益              | △2,554           |
| <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>556,645</b>   |
| <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,432,210</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金      | 額              |
|------------------------|--------|----------------|
| 売 上 高                  |        | 1,028,146      |
| 売 上 原 価                |        | 916,385        |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |        | <b>111,760</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |        | 76,462         |
| <b>営 業 利 益</b>         |        | <b>35,297</b>  |
| 営 業 外 収 益              |        |                |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金      | 27,102 |                |
| そ の 他                  | 27,030 | 54,132         |
| 営 業 外 費 用              |        |                |
| 支 払 利 息                | 6,876  |                |
| そ の 他                  | 35,953 | 42,830         |
| <b>経 常 利 益</b>         |        | <b>46,600</b>  |
| 特 別 利 益                |        |                |
| 退 職 給 付 信 託 返 還 益      | 15,684 | 15,684         |
| 特 別 損 失                |        |                |
| 解 体 撤 去 関 連 費 用        | 10,457 |                |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損      | 2,786  | 13,243         |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |        | <b>49,041</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | 1,751  |                |
| 法 人 税 等 調 整 額          | △5,032 | △3,280         |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |        | <b>52,321</b>  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株主資本    |         |         |          |            |           |         |         |        |         |
|--------------------------|---------|---------|---------|----------|------------|-----------|---------|---------|--------|---------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金    |            |           |         |         | 自己株式   | 株主資本合計  |
|                          |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 |            |           |         | 利益剰余金合計 |        |         |
|                          |         |         |         | 特別償却準備金  | 海外投資等損失準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 |         |        |         |
| 平成26年4月1日残高              | 250,930 | 100,789 | 100,789 | 3        | 105        | 2,825     | 150,858 | 153,793 | △2,279 | 503,233 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |         |         |         |          |            |           | 3,067   | 3,067   |        | 3,067   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 250,930 | 100,789 | 100,789 | 3        | 105        | 2,825     | 153,925 | 156,861 | △2,279 | 506,301 |
| 事業年度中の変動額                |         |         |         |          |            |           |         |         |        |         |
| 税率変更による影響                |         |         |         | 0        | 4          | 140       | △144    | -       |        | -       |
| 特別償却準備金の取崩               |         |         |         | △0       |            |           | 0       | -       |        | -       |
| 海外投資等損失準備金の取崩            |         |         |         |          | △21        |           | 21      | -       |        | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩             |         |         |         |          |            | △85       | 85      | -       |        | -       |
| 剰余金の配当                   |         |         |         |          |            |           | △21,832 | △21,832 |        | △21,832 |
| 当期純利益                    |         |         |         |          |            |           | 52,321  | 52,321  |        | 52,321  |
| 自己株式の取得                  |         |         |         |          |            |           |         |         | △26    | △26     |
| 自己株式の処分                  |         |         |         |          |            |           | △2      | △2      | 4      | 1       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) |         |         |         |          |            |           |         |         |        |         |
| 事業年度中の変動額合計              | -       | -       | -       | △0       | △16        | 54        | 30,449  | 30,486  | △22    | 30,464  |
| 平成27年3月31日残高             | 250,930 | 100,789 | 100,789 | 3        | 88         | 2,880     | 184,375 | 187,347 | △2,301 | 536,765 |

|                          | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計   |
|--------------------------|--------------|---------|------------|---------|
|                          | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 平成26年4月1日残高              | 10,127       | △1,602  | 8,524      | 511,758 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |              |         |            | 3,067   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 10,127       | △1,602  | 8,524      | 514,825 |
| 事業年度中の変動額                |              |         |            |         |
| 税率変更による影響                |              |         |            | -       |
| 特別償却準備金の取崩               |              |         |            | -       |
| 海外投資等損失準備金の取崩            |              |         |            | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩             |              |         |            | -       |
| 剰余金の配当                   |              |         |            | △21,832 |
| 当期純利益                    |              |         |            | 52,321  |
| 自己株式の取得                  |              |         |            | △26     |
| 自己株式の処分                  |              |         |            | 1       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) | 12,307       | △951    | 11,355     | 11,355  |
| 事業年度中の変動額合計              | 12,307       | △951    | 11,355     | 41,819  |
| 平成27年3月31日残高             | 22,434       | △2,554  | 19,880     | 556,645 |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 神戸製鋼所  
代表取締役社長 川崎博也 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北山久恵 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 東浦隆晴 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柴原啓司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 神戸製鋼所  
代表取締役社長 川崎博也 殿

### 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北山久恵 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 東浦隆晴 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 柴原啓司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という。）の整備・運用状況を重要監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制の整備・運用状況については、取締役等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。

事業報告に記載されている当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびこれに基づく各取組み（会社法施行規則第118条第3号イおよびロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびこれらの附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載のコンプライアンスを含むリスク管理活動に会社が積極的に取り組んでいることを確認しております。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

### 株式会社 神戸製鋼所 監査役会

監査役(常勤) 藤原 寛 明 ㊟

監査役(常勤) 山本 敬 藏 ㊟

監査役 佐々木 茂 夫 ㊟

監査役 沖本 隆 史 ㊟

監査役 坂井 信 也 ㊟

(注) 監査役佐々木茂夫、監査役沖本隆史、監査役坂井信也は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

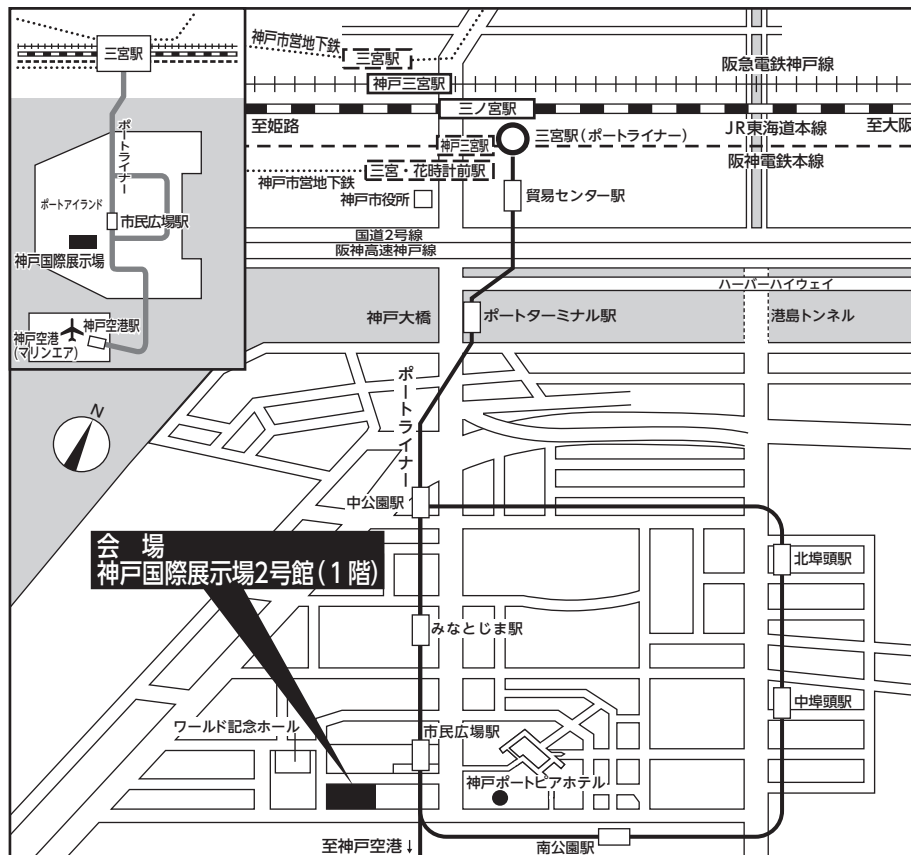
会 場 神戸市中央区港島中町6丁目11番1  
神戸国際展示場2号館（1階）

日 時 平成27年6月24日（水曜日） 午前10時

交通機関 神戸新交通ポートライナー

会場へはポートライナー「三宮駅」にて乗車、「市民広場駅」下車、西へ徒歩約3分。

（ポートライナー「三宮駅」は、JR三ノ宮駅、阪急電鉄・阪神電鉄神戸三宮駅、神戸市営地下鉄三宮駅、同地下鉄三宮・花時計前駅乗りかえ。



（お願い）

- 当日は、会場周辺の道路の渋滞も予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 節電のため、軽装（いわゆるクールビズ）にて対応いたしますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。